

## 第5号議案

「今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画（第2期）」の策定について

「今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画（第2期）」について、別紙のとおり提案します。

令和6年3月11日

広島県教育委員会教育長 平 川 理 恵

### 1 提案の要旨

令和6年度から令和15年度までを計画期間とする、「今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画（第2期）」について、別紙のとおり決定する。

### 2 根拠規定

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

（教育委員会の職務権限）

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

（略）

(5) 教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。

## 「今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画（第2期）」の策定について

### 1 要旨

「今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画（第2期）」（以下「第2期計画」という。）について、文教委員会における集中審議や県民意見募集（パブリックコメント）での意見等を踏まえ、第2期計画を策定する。

### 2 これまでの経緯

年月日	概要
令和5年11月10日	第2期計画（素案）公表
令和5年11月20日～12月19日	県民意見募集（パブリックコメント）実施
令和5年12月15日	文教委員会における集中審議
令和6年2月29日	第2期計画（最終案）公表

### 3 東城高等学校、上下高等学校、湯来南高等学校及び西城紫水高等学校について

令和4年8月に「今後の学校の在り方に係る「対応方針」（以下「対応方針」という。）を決定した東城高等学校及び令和5年9月に「対応方針」を決定した上下高等学校、湯来南高等学校及び西城紫水高等学校については、令和6年度以降、第2期計画の再編整備基準（2年連続「新入学生徒数20人未満又は全校生徒数60人未満」）を適用することとする。

#### 【参考】

- 今後の学校の在り方に係る「対応方針」（東城高校）抜粋  
（令和4年8月8日教育委員会会議決定）

協議会で示された取組に注力し、学校の活性化等に向けて取り組むことで、令和6年度の全校生徒数が80人以上（令和6年5月1日時点）となることを目指す。

- 今後の学校の在り方に係る「対応方針」（上下・湯来南・西城紫水高校）抜粋  
（令和5年9月8日教育委員会会議決定）

令和6年度入学生に係る生徒募集を実施し、引き続き、学校の活性化に向けた取組を進めることとする。

なお、令和7年度以降の学校の在り方については、次期「今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画」の内容や、今後の新入学生徒数の状況等を踏まえ、引き続き、検討を行う。

# 今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画（第2期）

**【最終案】**

令和6年3月11日  
広島県教育委員会

## 目 次

<b>1 計画の趣旨等</b>	
(1) 計画の趣旨	1
(2) 計画の性質	2
<b>2 社会の変化や高等学校教育を取り巻く状況（現状と課題）</b>	
(1) 社会の変化	2
(2) 高校生の状況	
① 入学状況	4
② 生徒の「主体的な学び」の状況	5
③ 卒業後の状況	6
(3) 中学校等卒業生数の減少	6
<b>3 県立高等学校教育の在り方</b>	
(1) 県立高等学校の役割	7
(2) 県立高等学校教育の目指す姿	7
(3) 重視する教育活動	
① 「主体的な学び」を促す教育活動の推進による、これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成	8
② 一人一人の多様な個性・能力を更に生かし、他者と協働しながら新たな価値を創造していくことができる力の育成	9
(4) 目指す姿の実現に当たって留意すべき事項	
① 教職員の資質・能力の向上	11
② 学校・家庭・地域が連携した教育の推進	11
③ 多様なニーズに応じた教育機会の提供	12
④ 教育環境の整備	12
<b>4 県立高等学校の課程・学科等の在り方</b>	
(1) 全日制課程	
① 普通教育を主とする学科	13
② 専門教育を主とする学科	15
③ 総合学科	16
(2) 定時制課程・通信制課程	17
(3) 総合型高等学校	18
(4) 中高一貫教育校	18
(5) 取組の推進に当たっての留意事項	19

## 5 県立高等学校の配置及び規模の在り方

### (1) 基本的な考え方

① 学校の配置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

② 学校の規模・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

(2) 取組の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

(3) 取組に関する留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

## 1 計画の趣旨等

### (1) 計画の趣旨

広島県教育委員会では、平成10年の文部省是正指導<sup>※1</sup>以降、県民に信頼される公教育の実現に向け、教育改革のための仕組みづくりと教育の中身づくりに取り組んできました。

その結果、適正な校務運営が行われるようになるとともに、教育内容でも、「知・徳・体」のそれぞれの面で着実に成果が表れ、かつて「教育県広島」と呼ばれた誇りを取り戻しつつあります。

今後、AI<sup>※2</sup>/IoT<sup>※3</sup>や5G<sup>※4</sup>等のデジタル技術の進展・高度化をはじめ、社会環境や国際情勢等が、急速かつダイナミックに変化していくことが想定される中、このような変化にも柔軟に対応し、活躍できる人材を確実に育成していくためには、新たな時代に対応した取組に果敢にチャレンジしていく必要があります。

また、本県全体の教育水準の維持・向上を図り、社会の持続的な発展に寄与する人材を育成するために、平成26年2月に、「今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画」を策定しましたが、この計画期間が令和5年度末で終了することから、本県高等学校教育を取り巻く状況や、今後予想される社会情勢の変化及び令和3年2月に策定された本県教育の基本的な方針を示す「広島県 教育に関する大綱」<sup>※5</sup>等を踏まえ、本県全体の教育水準の維持・向上を図り、一人一人が生涯にわたって主体的に学び続け、多様な人々と協働して新たな価値を創造することのできる人づくりを実現するための、令和6年度以降の県立高等学校の在り方を示す新たな基本計画である、「今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画（第2期）」を策定しました。

今後、県内の児童生徒数が減少する中においても、地理的条件等にかかわらず、生徒が自らの能力・適性、興味・関心、進路希望等に応じた高等学校教育を受けることができる教育環境を整備することを通して、「広島で学んで良かったと思える 広島で学んでみたいと思われる 日本一の教育県の実現」に向けて、生徒が未来に夢や希望を持ち、自らの人生や新しい社会を切り拓く力を身に付けることができる、魅力ある県立高等学校づくりを進めてまいります。

---

※1 「是正指導」とは、平成10年5月20日に、広島県教育委員会が文部省（現文部科学省）から、教育内容関係項目や学校管理運営項目において是正を図り報告するよう求められた指導のこと。

※2 「AI」とは、Artificial Intelligence（人工知能）の略で、コンピュータがデータを分析し、推論・判断、最適化提案、課題定義・解決・学習などを行う、人間の知的能力を模倣する技術のこと。

※3 「IoT」とは、Internet of Things の略で、これまで主にパソコンやスマートフォンなどの情報機器が接続していたインターネットに、産業用機器から自動車、家電製品まで様々な「モノ」をつなげる技術のこと。

※4 「5G」とは、5th Generation の略で、第5世代移動通信システムと呼ばれる次世代通信規格のこと。「高速・大容量」、「低遅延」、「多数同時接続」という特徴を持っている。

※5 「広島県 教育に関する大綱」とは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3第1項に基づき策定した、本県教育施策の基本的な方針・方向性を示すもの。

## (2) 計画の性質

本計画は、令和6年度から令和15年度までの10年間を計画期間とする長期的かつ全県的な視野に立った今後の県立高等学校の在り方について、基本的な考え方を示すものです。

本計画の推進に当たっては、計画的・段階的にその実施を図っていくことを基本としますが、社会の変化や国における教育改革の動向など、高等学校教育を取り巻く状況の変化等を踏まえるとともに、本計画の進捗状況等を検証し、必要に応じて見直しを行います。

## 2 社会の変化や高等学校教育を取り巻く状況（現状と課題）

### (1) 社会の変化

#### （現実化する人口減少、少子化・高齢化）

日本の総人口は、平成20年（2008年）の1億2,808万人をピークに減少し続けており、令和38年（2056年）には1億人を下回ると推計されています。また、高等学校入学年齢である15歳人口は、令和10年（2028年）までは概ね100万人余りで推移しますが、令和11年（2029年）には100万人を下回り、以降は減少傾向が継続すると推計されています。さらに、人口減少に伴い高齢化率（65歳以上人口の割合）が上昇し、令和19年（2037年）には国民の3人に1人（33.3%）が65歳以上の者になると推計されています。

こうした中で、社会を持続的に発展させていくためには、一人一人の生産性向上と多様な人材の社会参画を促進する必要があり、学校教育において、地域の具体的な課題を題材とした探究的な学習<sup>※6</sup>やキャリア教育<sup>※7</sup>、主権者教育<sup>※8</sup>など、様々な活動を通して主体的に社会の形成に参画する態度を育成していくことが求められています。

---

※6 「探究的な学習」とは、日常生活や社会に生起する複雑な問題について、その本質を探って見極めようとする問題解決的な活動が発展的に繰り返されていく一連の学習活動のこと。

※7 「キャリア教育」とは、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会との相互関係を保ちつつ自分らしい生き方を展望し、実現していくことを促す教育のこと。

※8 「主権者教育」とは、国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく主権者を育成していく教育のこと。

### (人生 100 年時代の到来)

医療体制の充実や医学の進歩、生活水準の向上等により、平均寿命は著しく伸長し、人生 100 年時代の到来が予測されています。人生 100 年時代では、「教育・仕事・老後」という 3 ステージの単線型人生から、複数のキャリアを渡り歩くマルチステージの人生に加速度的に変化していくことが見込まれています。

こうした社会の構造的な変化に対応するために、生涯学習<sup>※9</sup>の必要性が高まっており、生涯にわたって学び続ける学習者としての基盤を、学校教育において培うことが求められています。

### (新たな展開を迎えるグローバル社会)

人やモノ、資本、情報等が国境を越えて移動するグローバル化が大きく進展しており、日常生活においても世界と直結する社会が浸透しつつあります。今後、世界規模で語学力やコミュニケーション能力、主体性・積極性等を身に付けたグローバル人材の獲得競争が一層激化していくことが想定されています。

こうした中で、学校教育には、グローバルな立場から社会の持続的な発展を生み出す人材として、地球規模の諸課題を自らに関わる問題として捉え、世界を舞台に国際的なルール形成をリードしたり、社会経済的な課題解決に参画したりするグローバル・リーダーや、グローバルな視点を持って地域社会の活性化を担う人材の育成を推進していくことが求められています。

### (AI/IoT、5Gなど急速に進むデジタル技術への対応)

AI/IoT、5G等の技術革新が進む中、あらゆる分野においてデジタル技術を活用するDX(デジタルトランスフォーメーション)<sup>※10</sup>と呼ばれる潮流が到来しています。この潮流は、産業構造やビジネスモデル、働き方、暮らし方、生活スタイルそのものに変革をもたらすとともに、社会をより便利で快適に、豊かに変える可能性を秘めています。

学校教育においても、デジタル技術を活用することにより、学びにおける時間・距離による制約の緩和のほか、個々の児童生徒の興味・関心、学習進度や能力に応じた効果的な学びや支援が容易となるなど、学び方の選択肢が増えていくことが期待できます。

---

※9 「生涯学習」とは、人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習のこと。

※10 「DX(デジタルトランスフォーメーション)」とは、デジタル技術を活用して、生活に関わるあらゆる分野(仕事、暮らし、地域社会、行政)において、ビジネスモデル、オペレーション、組織、文化などの在り方に変革を起こすこと。



## (全国的に進む「主体的な学び」<sup>※11</sup>を促す教育活動)

令和2年度から小学校、令和3年度から中学校において全面実施、また令和4年度から高等学校において年次進行で実施されている新学習指導要領では、これからの時代に求められる資質・能力（「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」）の育成を目指し、「主体的・対話的で深い学び」の視点から、「何を学ぶか」だけでなく、「どのように学ぶか」も重視した授業改善やカリキュラム・マネジメントの確立が求められており、全国的に「主体的な学び」を促す教育活動が推進されています。

## (子供の多様性への対応)

特定分野に特異な才能のある児童生徒<sup>※12</sup>や、不登校等の理由によって他の児童生徒と共に学習することが困難な児童生徒、発達障害<sup>※13</sup>の可能性のある児童生徒など、学校には多様な個性や特性を持った児童生徒が在籍しており、一斉指導を前提とするカリキュラムだけでは、全ての児童生徒が主体的に学ぶことが難しい場合があります。

## (2) 高校生の状況

### ① 入学状況

令和5年3月の、本県の中学校及び義務教育学校（以下「中学校等」という。）卒業生における高等学校への進学率は96.6%であり、中学校等卒業生のほとんどが高等学校に進学する状況の中、高等学校には、大学等への進学を希望する生徒、就職を希望する生徒、多様な学習スタイルや学び直しの機会を必要とする生徒など、様々な目的や学習ニーズを持つ生徒が在籍しています。

高等学校進学者のうち、公立高等学校に進む生徒の割合は減少傾向にあり、公立高等学校全日制課程の定員割れは、平成26年度には689人だったものが、令和5年度には1,538人と大きく増加しています。

また、近年、自分の学習計画やライフスタイルに合わせて学ぶことができることを理由に、平成26年度には643人であった公立及び私立高等学校通信制課程に進学した公立中学校等卒業生が、令和5年度には1,389人と大きく増加しています。

---

※11 「主体的な学び」とは、本県で取り組んでいる、「学習者基点の能動的な深い学び」のこと。

※12 「特定分野に特異な才能のある児童生徒」について、才能に関する特定の基準や数値による定義はないが、当該児童生徒の認知や発達の特性として、強い好奇心や感受性、豊かな想像力、高い身体的活動性、過敏な五感などや機能間の発達水準に偏りがあることなどが挙げられており、しばしば、これらの特性が過度に表出し、環境に馴染めないことによる困難を抱えていることがあることも指摘されている。

※13 「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの。

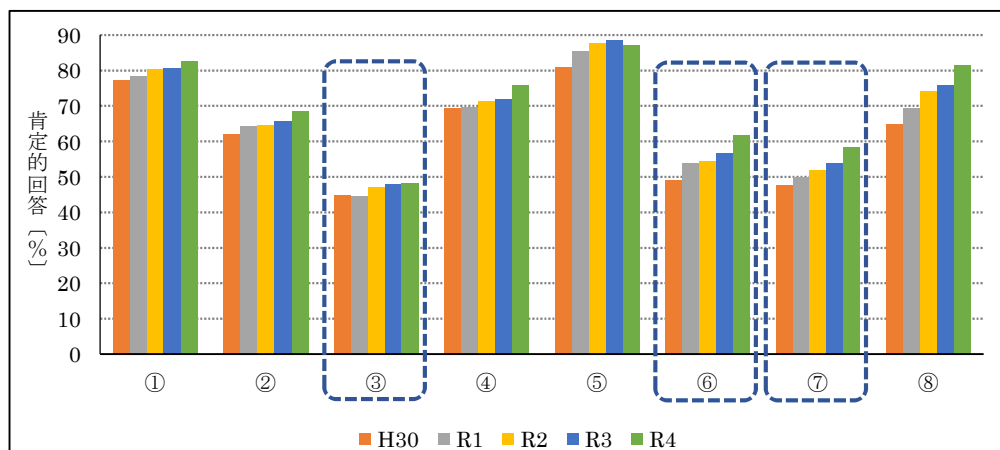
## ② 生徒の「主体的な学び」の状況

本県では、平成26年12月に「広島版「学びの変革」<sup>※14</sup>アクション・プラン」を策定し、コンピテンシー（資質・能力）の育成を目指した「主体的な学び」を促す教育活動を推進するため、「高等学校課題発見・解決学習推進プロジェクト」により、カリキュラム開発及び教員の資質向上に取り組んできました。

その結果、広島県高等学校生徒質問紙調査<sup>※15</sup>における、「勉強は生活の中で役立つと思う」や「もっと学びたいことがある」などの、生徒の「主体的な学び」に関する8つの質問項目の肯定的回答の割合は、全ての項目で上昇傾向にあります。

一方、「自分から進んで勉強する」、「事象間の関係を考えようとする」及び「議論や証明の良し悪しを判断しようとする」の肯定的回答の割合は、他の項目と比べて低くなっており、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、問題を見いだして解決策を考えたりするなどの「深い学び」の実現に向けた教育活動の充実を図っていく必要があります。

〔広島県高等学校生徒質問紙調査の「主体的な学び」に関する質問項目の肯定的回答の割合の推移〕



### 〔質問項目〕

- ① 勉強は、自分のふだんの生活や社会生活の中で役立つと思います。
- ② これまで学習したことの中で、もっと学びたいことがあります。
- ③ 自分から進んで勉強します。
- ④ 物事を筋道立てて考えようとしています。
- ⑤ 複数の情報から必要な情報を選んで使おうとします。
- ⑥ 社会や自然などの事象間の関係を考えようとしています。
- ⑦ 議論や証明の仕組みを考えて、その良し悪しを判断しようとしています。
- ⑧ 「総合的な探究の時間」では、自分で課題を立てて情報を集め、整理して調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいます。

※14 「学びの変革」とは、本県で取り組んでいる、知識ベースの学びに加え、「知識を活用し、協働して新たな価値を生み出せるか」を重視した「これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成を目指した主体的な学び」を促す教育活動のこと。

※15 「広島県高等学校生徒質問紙調査」とは、生徒の生活や学習に関する意識・実態を把握するため、毎年度実施している質問紙調査のこと。対象は、公立高等学校（広島市を除く）の第1学年及び第2学年の生徒並びに特別支援学校で高等学校に準ずる教育課程を履修している第1学年及び第2学年の生徒。

### ③ 卒業後の状況

本県における公立高等学校卒業者に占める、大学等への進学者の割合、専修学校等への進学者の割合及び就職者の割合は、近年大きな変動はなく、それぞれ、約6割、約2割、約2割で推移しています。

このうち、就職に関する状況について、本県の新規高等学校卒業者の就職率<sup>※16</sup>は、令和5年3月末で99.3%（全国平均98.0%）であるなど常に全国平均を上回っており、新規高等学校卒業者の3年以内離職率<sup>※17</sup>についても、平成31年3月卒業で34.8%（全国平均35.9%）であるなど常に全国平均を下回っていますが、同離職率は3割を超える状態から大きく改善されていません。

離職の主な理由に、人間関係上の理由が挙げられていることから、今後、多様な他者の考えや立場を理解したり、自分の役割を果たしつつ他者と協力・協働して社会参画したりするために必要な「人間関係形成・社会形成能力」<sup>※18</sup>など、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる力を育成していくことができるよう、キャリア教育の充実を図っていく必要があります。

### (3) 中学校等卒業生数の減少

本県の中学校等卒業生数は、昭和63年度の48,731人をピークに減少し続けており、令和4年度は25,431人と、ピーク時の半数程度になっています。

中学校等卒業生数の減少に対して、県立高等学校の学校規模を縮小していった結果、令和5年度現在、1学年1学級規模の全日制高等学校の学校数は14校と全国で2番目に多く、全学校数に占める割合は17.9%と非常に高くなっています。

本県の中学校等卒業生数は、今後も減少傾向が続き、中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の在籍者数は、令和5年度の25,231人に対し、令和15年度には21,416人と、3,815人減少することが見込まれています。

今後の公立高等学校全日制課程の入学定員を機械的に算出すると、令和6年度の378学級に対して、令和16年度には325学級と、53学級減少することが見込まれます。

こうした状況の中で、特に中山間地域<sup>※19</sup>においては、これまでの生徒数の減少により、多くの県立高等学校で小規模化が進んでおり、今後も生徒数の減少が続くと、教育の質的水準の維持が困難になると考えられます。

---

※16 「就職率」とは、就職希望者に対する就職者の割合のこと。

※17 「3年以内離職率」とは、新規高卒就職者のうち3年以内に離職した者の割合のこと。

※18 「人間関係形成・社会形成能力」とは、多様な他者の考えや立場を理解し、相手の意見を聴いて自分の考えを正確に伝えることができるとともに、自分の置かれている状況を受け止め、役割を果たしつつ他者と協力・協働して社会に参画し、今後の社会を積極的に形成することができる力のこと。

※19 「中山間地域」とは、広島県中山間地域振興条例（平成25年10月10日条例第44号）の第2条1項に規定された地域のこと。具体的には、P.30に掲載の「広島県公立高等学校等配置図」を参照のこと。

また、中山間地域以外の地域においては、生徒急増期に新設された高等学校<sup>※20</sup>が、生徒減少に転じている現在もほとんどそのまま設置されており、地域によっては、活力ある教育活動を展開することが困難になる学校が出てくると考えられます。

### 3 県立高等学校教育の在り方

#### (1) 県立高等学校の役割

県立高等学校には、高等学校教育の普及及び機会均等の確保の観点から、私立、市立及び国立高等学校の配置状況を考慮しつつ、全県的な視野に立って教育を提供することが求められています。

このため、県立高等学校は、将来の中学校等卒業生数の推移を見据え、生徒の通学時間等を考慮しつつ、県内各地域にバランスよく配置されるとともに、今後の少子化の進展を見通した生徒の多様なニーズに応えるため、私立、市立及び国立高等学校と協力しあいながら役割分担を図り、広島県全体の教育水準の維持・向上に努めることも求められています。

その際、家庭の経済状況や遠距離通学等の状況により、高等学校で学ぶ機会が妨げられることのないように配慮することが必要です。

#### (2) 県立高等学校教育の目指す姿

県立高等学校教育の目指す姿については、教育基本法及び学校教育法の規定を踏まえ、「生徒の学び」と「県立高等学校教育における人材育成」の観点から、次のとおりとします。

---

※20 「生徒急増期に新設された高等学校」とは、昭和40年代後半からの人口急増地域（広島市、福山市）における高等学校進学者の増加や昭和50年代後半からの第2次ベビーブーム世代の高等学校進学率による生徒急増に対応するため、昭和49年度から昭和63年度までに新設した18校（うち広島市立高等学校3校）のこと。具体的には、P.34に掲載の「生徒急増期に新設等された学校」を参照のこと。

### － 生徒の学び －

未来に夢や希望を持ちながら学び、生徒一人一人が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を身に付けています。

### － 県立高等学校教育における人材育成 －

誰一人取り残さず、全ての生徒の可能性を引き出す教育活動の充実が図られるとともに、十分な教育効果をあげられる教育環境が整備されており、様々な分野で地域や広島、日本の成長・発展を担うことのできる人材や、世界を舞台に活躍できる人材など、多様な人材を育成しています。

## (3) 重視する教育活動

### ① 「主体的な学び」を促す教育活動の推進による、これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成

#### (「基礎・基本」の徹底)

初等中等教育段階は、生徒一人一人の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養う時期であり、変化の激しいこれからの社会を「生きる力」として必要な資質・能力（「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」）について、「知・徳・体」に共通する要素として、バランスよく育てていくことが重要です。

本県では、是正指導以降、教育の中立性と公開性を柱に、県民総ぐるみによる様々な改革・改善への取組により「知・徳・体」のそれぞれの面で着実に成果が表れており、今後もこれまでの取組を継続しつつ、生徒一人一人の学びの土台となる「基礎・基本」を確実に身に付けることができるような教育活動を推進していきます。

### (「主体的な学び」を促す教育活動)

本県では、生徒一人一人の「基礎・基本」の確実な定着を目指した教育活動をベースに、これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成を目指した「主体的な学び」を促す教育活動、すなわち「学びの変革」を全国に先駆けて実践してきました。

今後、デジタル技術の進展・高度化をはじめ、社会環境や国際情勢等が、急速かつダイナミックに変貌していくことが予測される中、このような変化にも柔軟に対応し、活躍できる人材を育成していくことが一層重要となります。

そのためには、これまでの取組をベースに、社会情勢の変化を踏まえながら、「学びの変革」を更に加速させていくことが必要です。

こうしたことから、今後本県県立高等学校では、デジタル技術を効果的に活用することにより、生徒が自ら課題を見付け、各教科で習得した知識・スキルを活用し、異なる価値観を持つ人々と協働して、答えのない問題から「最善解」を創造する「課題発見・解決学習」をはじめとした生徒の「主体的な学び」を促す教育活動の一層の充実を図ります。

### (夢や希望の実現に向けたキャリア教育の充実)

子供たちが社会の激しい変化に流されることなく、それぞれが直面するであろう様々な課題に柔軟かつたくましく対応し、社会的・職業的自立を実現していくためには、生徒一人一人が夢や希望を持ち、自己の生き方や働き方について考えを深め、職業生活や日常生活に必要な知識や技能、技術を主体的に身に付けていくことが一層重要となることから、地域・産業界とも連携しながら、体系的・系統的なキャリア教育の充実を図っていきます。

## ② 一人一人の多様な個性・能力を更に生かし、他者と協働しながら新たな価値を創造していくことができる力の育成

### (多様な人材の育成)

本県が更なる成長や持続的な発展を遂げていくためには、様々な分野で地域や広島、日本の成長・発展を担うことのできる人材や世界を舞台に活躍できる人材など、多様な人材を育成していく必要があります。

こうした人材を育成していくために、生徒一人一人が生涯にわたって自己の能力と可能性を最大限に高め、多様な個性・能力を更に伸ばし生かしていく中で、多様な価値観を受容し、社会の様々な人々と協働・協調しながら、新たな価値を創造していくことができる力を育成し、自己実現と社会貢献を図ることができるようにしていきます。

### （「個別最適な学び」<sup>※21</sup>の推進）

個々の生徒に着目すると、多様な興味・関心や能力、適性、性格、経験、背景を有しており、一人一人の学習速度や適した学習方法などに違いが見られます。学校には、このような多様な生徒が在籍しており、一斉指導を前提としたカリキュラムだけでは、全ての生徒が主体的に学ぶことが難しい場合もあります。

このため、本県では、生徒一人一人の学習進度や能力、関心等に応じて、多様な学びの選択肢を提供することで、生徒が基盤的な学力の習得を含め、主体的に学び続けることができるよう、「個別最適な学び」を更に推進していきます。

こうした学びの実現に向けて、例えば、特定分野に特異な才能のある生徒がその才能を更に伸ばすことができる環境の整備や、デジタル技術の効果的な活用等による生徒一人一人の学習定着度等に応じたきめ細かい指導の充実、大学等と連携した高度な学びの機会の提供など、生徒が個性や特性に応じて、得意分野を更に伸ばし、自信や意欲を持って苦手なことや新しいことに挑戦できるようにしていきます。

### （グローバル社会における多様な価値観の受容）

新たな展開を迎えているグローバル社会を生きる上では、それぞれが住む地域や、広島、日本、海外などの様々な場面で多彩なルーツを持つ人々と出会う中で、自分とは異なる他者の個性や考え方、その背景にある伝統、文化などを柔軟に受け入れていくことが重要です。

本県には、これまでも、国内外から様々な人々が訪れており、また、ほとんどの県立高等学校において、海外の学校と姉妹校提携を行い、ホームステイをはじめとする海外の生徒や現地の様々な人々との相互交流を積極的に行ってきています。

こうしたことから、自ら体験し、違いに気づき、多様性を受容する中で、グローバル・マインド<sup>※22</sup>や実践的なコミュニケーション能力を育成する「異文化間協働活動」<sup>※23</sup>を一層推進していきます。

また、デジタル技術を活用した遠隔授業<sup>※24</sup>等により、国内外の他校の生徒や高等教育機関、研究機関、企業等をはじめとした社会の多様な人材とつながり、多様な意見に触れる機会を創出し、自分とは異なる状況にある他者の多様な価値観の受容につながる取組を積極的に推進していきます。

---

※21 「個別最適な学び」とは、生徒一人一人の学習進度や能力、関心等に応じた、それぞれに最適な学びのこと。生徒一人一人に多様な学びの選択肢を提供することで、基盤的な学力の習得も含め、主体的に学び続けることができている状態を目指す。

※22 「グローバル・マインド」とは、地球規模の広い視野で情報を捉え、文化や価値観の違いを認識し、自分自身の信念や価値観を明確にしながら、多様な人と協働できる価値観のこと。

※23 「異文化間協働活動」とは、本県で取り組んでいる、これからの社会で活躍するためのベースとなるグローバル・マインドや実践的なグローバルコミュニケーション能力の育成に向けた活動のこと。

※24 「遠隔授業」とは、離れた場所同士で映像や音声などのやり取りを行うためのシステム（遠隔教育システム）を活用して、同時双方向型で行う授業のこと。

#### (4) 目指す姿の実現に当たって留意すべき事項

##### ① 教職員の資質・能力の向上

県立高等学校教育の目指す姿を実現するためには、教育の直接の担い手である教員の資質・能力の向上が重要です。

とりわけ、本県が取り組む「学びの変革」により、「知識伝達型の学び」から「主体的な学び」へと生徒の学びのスタイルが大きく変化していく中では、教員もティーチャーからファシリテーター<sup>※25</sup>としての役割が中心となってきます。

こうした役割を担うためには、主体的・対話的で深い学びを促すために必要な「本質的な問い」<sup>※26</sup>を設定する力やファシリテートする力、地域の人的・物的資源を活用しながら教育活動全体を計画・実施・評価・改善する力、デジタル技術を活用した授業スキルなどを全ての教員が身に付けていくことが重要であり、大学や研究機関等とも連携しながら、県立高等学校の教員の資質・能力や専門性の向上に向けた取組を着実に進めていきます。

##### ② 学校・家庭・地域が連携した教育の推進

これからの社会で活躍するために必要な資質・能力を社会との接点を持ちつつ育成する「社会に開かれた教育課程」を実現していくためには、組織的・継続的に学校と地域が連携・協働する体制を構築することが必要です。

このため、本県の全ての県立高等学校において導入している「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」<sup>※27</sup>などによる、保護者や地域住民の力を学校運営に生かす「地域とともにある学校づくり」を推進し、子供や学校の抱える諸課題を解決することや、質の高い教育を展開することで、「この学校で学んでみたい」、「この学校で学ばせたい」と思われる魅力のある高等学校の実現を図っていきます。

---

※25 「ファシリテーター」とは、人々の活動が容易にできるよう支援し、うまくことが運ぶよう舵取りを行い、集団による問題解決、アイデア創造、教育、学習等、あらゆる知識創造活動を支援し促進していく役割を担う人のこと。

※26 「本質的な問い」とは、生徒の深い学びを促し、教科等の本質に迫る問いであり、教科等の固有の「見方・考え方」を働かせた単元を貫く問い。一つの明確な答えがあるわけではなく、生涯において何度も問い直され、その答えが更新され続けるような問い。

※27 「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」とは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」で制定されている「学校運営協議会」制度に基づき、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組む学校運営協議会を設置した学校のこと。



### ③ 多様なニーズに応じた教育機会の提供

次代を担う子供たちが、生まれ育った環境によって左右されることなく、また、障害の有無にかかわらず、健やかに育ち、夢や希望、高い倫理観や豊かな人間性を持ち、意欲にあふれ自立した若者へと成長し、誰もが充実した生活を送る上で、また、活力ある社会を実現する上で、自らの能力を伸ばし、社会において発揮する機会は、誰もが等しく与えられるべきものです。

このため、本県では、家庭の経済的事実等にかかわらず、全ての子供たちが健やかに夢を育み、その能力と可能性を最大限に高めることができる教育の実現に向けて、「学力向上対策の強化」、「相談支援体制等の強化」、「乳幼児期の教育・保育、家庭教育の充実」及び「経済的支援の拡充」の四つの柱に基づき、「学びのセーフティネット」の構築に取り組んできました。

一方で、県内に在留する外国人とその子供の数の増加といった社会情勢の変化を踏まえた対応や、インクルーシブ教育システム<sup>※28</sup>の構築に向けた対応などが求められてきています。

このため、学習のつまずきに対応した学習支援や教育費負担の軽減等の経済的支援、不登校や高校中退への対応に加えて、外国人生徒等に対する日本語指導の充実や、インクルーシブ教育の視点を踏まえた教育活動の充実など、「学びのセーフティネット」等の一層の充実を図り、多様な観点からのニーズに応じた教育機会の提供に取り組めます。

### ④ 教育環境の整備

充実した教育活動を行い、十分な教育効果を上げるためには、生徒が授業や部活動等において一定の選択幅を持つことができ、集団の中で切磋琢磨できるといった環境が必要です。

また、学校等の施設・設備についても重要な要素であり、多様な学習内容・学習形態への対応など、教育環境の質的向上を図るための施設・設備の整備を進めていきます。

---

※28 「インクルーシブ教育システム」とは、中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」において、「障害者の権利に関する条約第24条によれば、「インクルーシブ教育システム」（inclusive education system、署名時仮訳：包容する教育制度）とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み」とされている。

## 4 県立高等学校の課程・学科等の在り方

本県では、平成 31 年 4 月に「学びの変革」を先導的に実践する広島叡智学園中学校・高等学校、県北地域において「学びの変革」を牽引する三次中学校・高等学校、さらには、平成 30 年 4 月に広島市と共同で、従来の定時制課程・通信制課程の枠組みに捉われない広島みらい創生高等学校を整備するなど、社会が求めるニーズに応じた多様な人材の育成に向けて、県立学校の体制整備を進めてきました。

引き続き、生徒数の推移や地理的条件等も踏まえ、社会が求めるニーズに応じた多様な人材を育成していくため、より一層の学校の特色づくりの推進や教育の質的向上など、県立高等学校の体制整備を更に進めていく必要があることから、以下に示すとおり、課程・学科等の在り方を検討していきます。

なお、社会状況等の変化により的確に対応した教育課程の編成ができるよう、課程及び学科等について、不断の改善・見直しを行っていきます。

また、学校間連携<sup>※29</sup>や課程間併修<sup>※30</sup>等の仕組みを活用することなどにより、生徒が多様な学びを選択できる教育環境を整備することについても検討します。

あわせて、デジタル技術の進展・高度化等の社会の急速な変化、今後の生徒数の減少等を踏まえ、教育方法についても、高等学校同士の連携だけでなく、地域、企業、高等教育機関及び研究機関並びに他校種の学校等との連携、一人 1 台端末や遠隔教育システムの活用など、不断の改善・見直しを行っていきます。

### (1) 全日制課程

#### ① 普通教育を主とする学科

普通教育を主とする学科は、国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、芸術、外国語、家庭、情報及び理数という、「各学科に共通する各教科・科目」を中心に学習し、幅広い知識と教養を身に付けることに重点を置く学科です。

※29 「学校間連携」とは、他の高等学校において一部の科目の単位を修得したときに、その単位数を自校の定めた卒業に必要な単位数のうちに加えることのできる制度（学校教育法施行規則第 97 条）のこと。

※30 「課程間併修」とは、同一の高等学校に置かれている全日制課程、定時制課程及び通信制課程相互の間の併修ができる制度（学校教育法施行規則第 97 条）や、通信制課程の生徒が自校の定時制課程、他の高等学校の定時制課程、通信制課程において一部の科目の単位を修得したとき、又は定時制の課程の生徒が自校の通信制課程、他の高等学校の通信制課程において一部の科目の単位を修得したときは、その単位数をそれぞれ自校の定めた通信制課程又は定時制課程の卒業に必要な単位数のうちに加えることのできる制度（高等学校通信教育規定第 12 条）のこと。

普通教育を主とする学科は、これまで普通科のみとされてきましたが、令和3年3月に、国において学科の弾力化（いわゆる「普通科改革」<sup>※31</sup>）が図られ、学際領域に関する学科<sup>※32</sup>、地域社会に関する学科<sup>※33</sup> 及びその他特色・魅力ある学びに重点的に取り組む学科の設置が可能となりました。

本県では、令和5年度において、県立高等学校全日制課程のうち約7割で普通科を設置しており、その一部では、特定の教科・科目等を重点的に学習する「コース」（理数コース（3校）、国際教養コース（1校）及び医療・教職コース（1校））を設置しています。

普通教育を主とする学科には、県立高等学校全日制課程の生徒の約6割が在籍しており、卒業者のうち、約7割が大学等に、約2割が専修学校に進学するなど、約9割の生徒が高等教育機関に進学しています。

国における新しい時代の高等学校教育の在り方に関する議論の中で、現在の普通教育を主とする学科は、多くの生徒がいわゆる文系・理系に分かれ、2年次以降、特定の教科について十分に学習しない傾向があることが指摘されており、今後、大学等において学びを深めたり、実社会で様々な課題に接したりする際に必要となる力を身に付けるために、探究的な学び・STEAM教育<sup>※34</sup>等の文理横断的な学び・実践的な学びを推進していく必要があります。

#### 一 取組の方向性 一

- 学際的・複合的な学問分野や新たな学問領域に即した最先端の学びに重点的に取り組む学際領域に関する学科や、地域社会が有する課題や魅力に着目した実践的な学びに重点的に取り組む地域社会に関する学科など、特色・魅力ある学びに取り組む学科を設置することについて検討します。
- 既設のコースについては、コースにおける学びの更なる魅力化を図るために、学校や地域の実態、中学生からのニーズや卒業後の進路状況等を踏まえ、普通科以外の普通教育を主とする学科や普通系専門学科等に改編することを検討します。

---

※31 「普通科改革」とは、「普通教育を主とする学科」の弾力化のこと。設置者の判断により、「普通科」以外の学科が設置可能となった。

※32 「学際領域に関する学科」とは、現代的な諸課題のうち、SDGsの実現やSociety5.0の到来に伴う諸課題に対応するために、学際的・複合的な学問分野や新たな学問領域に即した最先端の特色・魅力ある学びに重点的に取り組む学科のこと。

※33 「地域社会に関する学科」とは、現代的な諸課題のうち、高等学校が立地する地元自治体を中心とする地域社会が抱える諸課題に対応し、地域や社会の将来を担う人材の育成を図るために、現在及び将来の地域社会が有する課題や魅力に着目した実践的な特色・魅力ある学びに重点的に取り組む学科のこと。

※34 「STEAM教育」とは、科学 (Science)、技術 (Technology)、工学 (Engineering)、教養 (Art)、数学 (Mathematics) を活用した文理融合の教育のこと。

## ② 専門教育を主とする学科

### ア 職業系専門学科<sup>※35</sup>

職業系専門学科は、職業との関連が深い実践的な教育を行うことにより、専門的な知識・技能や創造力、応用力等を育成することに重点を置く学科です。

本県では、令和5年度において、農業科（6校）、工業科（6校）、商業科（6校）、家庭科（4校）、看護科（1校）及び福祉科（1校）を設置しています。

職業系専門学科には、県立高等学校全日制課程の生徒の約2割が在籍しており、卒業者のうち、約3割が大学等に、約2割が専修学校に進学し、約5割の生徒が就職しています。

近年、第4次産業革命<sup>※36</sup>の進展、DX、6次産業化<sup>※37</sup>等により、産業構造や仕事内容が急速に変化していることから、高等学校においても、加速度的な変化の最前線にある地域産業界や、他校・他学科とも連携しながら、実践的・体験的な学習活動を推進し、地域の持続的な成長・発展を牽引する職業人材を育成していく必要があります。

#### － 取組の方向性 －

- 既設の学科について、地域のニーズ、生徒の興味・関心等を踏まえ、AI/IoT、5G等の技術革新の進展等に対応するために必要な実践力の育成を図ることができるよう、必要に応じて学科改編することを検討します。
- 普通科と職業系専門学科を併設する学校については、生徒が自らの進路希望に応じた学びを主体的に選択することができるよう、また、生徒が自己の将来の生き方や進路について考察する学習を学校全体として一層充実させることができるよう、総合学科に改編することを検討します。
- 産業界における生徒の体験学習等の企画・実施や、最先端又は高度な知識・技術を有する外部人材の開拓・活用など、学校と産業界等をつなぐことで社会や産業の変化に対応した教育課程の編成・実施を支援する「産業教育コーディネーター」を配置することについて検討します。

---

※35 「職業系専門学科」については、本計画では、専門教育を主とする学科のうち、農業科、工業科、商業科、水産科、家庭科、看護科、情報科及び福祉科の8つとする。なお、本県では、令和5年度現在、この8学科のうち、水産科と情報科を除く6学科を設置している。

※36 「第4次産業革命」とは、AI、IoT、ロボティクス等の新たな技術革新により、新たな付加価値の創出（新たな産業やビジネスへの展開等）や生産性の向上（製造現場やサービス業の効率化）が進み、産業・就業構造及び社会システムに変革もたらされること。

※37 「6次産業化」とは、一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組のこと。

## イ 普通系専門学科<sup>※38</sup>

普通系専門学科は、共通教科・科目に関連する分野について、高い専門性を身に付けさせることを目指す教育を提供し、多様な人材を育成する役割を担っています。

本県では、令和5年度において、国際科（1校）と体育科（2校）を設置しており、卒業者のうち、約7割が大学等に、約1割が専修学校に進学するなど、約8割の生徒が高等教育機関に進学し、約2割が就職しています。

これまで、国際科では、異文化理解を深め国際感覚を身に付けた人材の育成に、また、体育科では、スポーツ界を牽引する高い競技力及び豊かな人間性を身に付けた人材の育成に取り組んできているところであり、今後、一人一人の生徒の進路に応じた多様な可能性を伸ばすために、高等教育機関等と連携・協働するなどして、高度で特色ある教育を一層推進していく必要があります。

また、DXや地球温暖化と関連して、今後、デジタルやグリーン（脱炭素）をはじめとする成長分野において活躍する人材の育成が求められており、高等学校段階において、理数分野の素養などを身に付けた人材を育成していく必要があります。

### － 取組の方向性 －

- 既設の学科については、学科における学びの更なる魅力化を図るために、学際領域に関する学科や地域社会に関する学科など、特色・魅力ある学びに取り組む学科に改編することを検討します。
- デジタル等成長分野で活躍できる人材を育成するために、デジタル技術を活用して社会的課題を解決する力や、その基盤となる理数分野の素養などを身に付ける学びに重点的に取り組む学科を設置することについて検討します。

### ③ 総合学科

総合学科は、共通教科・科目及び専門教科・科目にわたる多様な科目の中から、生徒が主体的に履修したい科目を選択して学ぶこと等により、生徒の自己の進路への自覚を深め、生徒の個性を生かした主体的な学習を行うことに重点を置く学科です。

---

※38 「普通系専門学科」については、本計画では、専門教育を主とする学科のうち、理数科、体育科、音楽科、美術科、外国語科、国際関係科及びその他専門教育を施す学科とする。なお、本県では、令和5年度現在、体育科と国際科を設置している。

本県では、令和5年度において、12校を設置しており、卒業者のうち、約5割が大学等に、約3割が専修学校に進学し、約2割が就職するなど、生徒の希望に応じた多様な進路を実現しています。

近年の技術革新に伴い、産業界では特定の専門分野のみならず様々な分野に関する知識・技術が求められるようになってきていることから、総合学科においては、自分とは異なる興味・関心を持つ生徒と共に多様な科目を履修することで、自分の進路を見つめ直しつつ、多様な分野に関する知識及び技能や、異分野と協働する姿勢といった、これからの時代に求められる資質・能力を育成することに向けた教育活動を一層推進していく必要があります。

#### － 取組の方向性 －

- 普通教育を主とする学科や専門教育を主とする学科を設置する学校について、生徒の実態等を踏まえ、総合学科の特質を生かした教育活動による効果が期待できる場合、総合学科に改編することを検討します。
- 既設の総合学科について、生徒の多様な興味・関心、進路希望等に加え、社会や地域の産業等の変化も踏まえ、地域や産業界等との積極的な連携を図ること等により、生徒が自己の将来の生き方や進路についての自覚を深める学習を一層充実することができるよう、他学科への改編も含めて在り方を検討します。

#### (2) 定時制課程・通信制課程

定時制課程・通信制課程では、学習する時間や時期、方法を自ら選択し、自分のペースで学ぶことができるという特長を生かして、働きながら学ぶ青少年だけでなく、大学進学を希望する生徒や、特定の職業分野等に関する知識・技能等を重点的に学ぶことを希望する生徒、全日制課程の中途退学者、外国籍の生徒、特別な配慮を必要とする生徒など、多様な学習ニーズを持つ生徒が学んでいます。

本県では、令和5年度において、定時制課程13校、通信制課程1校を設置しています。

定時制課程・通信制課程には、県立高等学校の生徒の約4%が在籍していますが、自分のペースで学ぶことのできる通信制課程に入学する生徒数は、私立も合わせれば、この10年間で約2倍になっています。

こうしたことから、定時制課程・通信制課程においては、今後も生徒の実態や学習ニーズに対応した教育活動を推進していく中で、生徒を自立した学習者として社会に送り出すために、生徒が人間関係を築きながら、自己の良さや可能性を認識し、多様な人々と協働する機会を、デジタル技術も活用しながら、より一層充実させていく必要があります。

#### － 取組の方向性 －

- 多様な背景を持つ生徒のニーズに応える、従来の全日制課程、定時制課程及び通信制課程の枠組みに捉われないフレキシブルな学びを提供する学校を新たに設置することについて検討します。
- 通信制課程において、デジタル技術も活用しながら、多様な人々と協働する機会を充実させる教育環境を整備することについて検討します。
- 定時制課程において、多様な教科・科目を開設するなど、多様な背景を持つ生徒の興味・関心、進路希望等に応じた教育課程を編成することができるようにするため、生徒の高等学校教育を受ける機会の確保に配慮した上で、統廃合することについて検討します。

### (3) 総合型高等学校

総合型高等学校は、複数の学科からなり、地域産業界や高等教育機関等と連携しながら専門性の高い学びを行うとともに、生徒の興味・関心、進路希望等に応じて他学科の学びも選択し、総合的に学ぶことができる学校です。

本県では、平成 17 年度に、工業、商業及び家庭に関する学科を設置する新しいタイプの高等学校として総合技術高等学校を設置しています。

近年、第 4 次産業革命の進展、DX、6 次産業化等により、産業構造や仕事内容が急速に変化するとともに、職業人に求められる専門的な知識及び技術・技能が拡大化・高度化していることから、専門学科においては、各専門分野のスペシャリストを育成するだけでなく、各専門分野の基礎・基本を身に付けながらも、他の分野について広く総合的に学習し、多様化・複雑化する社会の実状に対応できる幅広い知識及び技術・技能を兼ね備えた人材を育成していく必要があります。

#### － 取組の方向性 －

- 生徒や地域の実態等を踏まえ、地域の持続的な発展を担う人材を育成するために、総合型高等学校を新たに設置することについて検討します。

### (4) 中高一貫教育校

中高一貫教育校は、中学校と高等学校の 6 年間を接続し、6 年間の学校生活の中で計画的・継続的な教育課程を展開することにより、生徒の個性や創造性を伸ばすことに重点を置く学校です。

本県では、令和 5 年度において、併設型中高一貫教育校を 3 校、連携型中高一貫教育校を 5 校設置しています。

併設型中高一貫教育校では、グローバル化が進展する社会の中で幅広く活躍できる人材や、未知の分野にも果敢にチャレンジし、多様な他者と協働して新たな価値を生み出すことのできる人材等の育成に取り組んでおり、今後も、生徒の資質・能力を更に伸長することができるよう、教育活動の一層の特色化を図っていくとともに、その教育実践の成果を県内の学校に普及させていく必要があります。

連携型中高一貫教育校では、中学校・高等学校での合同行事の実施や、地域をテーマにした6年間を通した探究的な学習の実施など、それぞれの地域の特徴を生かしながら、地域に貢献できる人材等を育成する教育活動に取り組んでおり、引き続き、連携先の中学校や、地域、企業、高等教育機関等の外部機関と連携・協働することによる教育活動の一層の魅力化を進めていく必要があります。

#### － 取組の方向性 －

- 生徒の資質・能力を更に伸長することができるよう、地域、企業、高等教育機関等の外部機関と連携・協働しながら6年間の教育活動の系統性を高めるなど、教育活動の一層の特色化・魅力化を図っていきます。

#### (5) 取組の推進に当たっての留意事項

課程及び学科等の改編の実施に当たっては、入学希望者が各学校の校風や教育内容の特色を踏まえて、目的意識を持って主体的に高等学校を選択することができるよう、教育目標や育てたい生徒像、教育課程、入学者選抜の情報等について、中学生・保護者に対して積極的に周知を図っていきます。



## 5 県立高等学校の配置及び規模の在り方

### (1) 基本的な考え方

#### ① 学校の配置

教育の機会均等の観点から、全県的な視野に立ち、今後の中学校等卒業見込者数の推移、公共交通機関の利便性などの地理的条件、県立高等学校の学校規模、私立、市立及び国立高等学校を含めた高等学校の設置状況等を踏まえ、地域のニーズや生徒・保護者の希望等に応えることができる学校、課程及び学科等を適正に配置します。

#### ② 学校の規模

高等学校教育の質的水準の維持・向上の観点から、生徒が授業等において一定の選択幅を持つことができ、集団の中で切磋琢磨できる環境を整えます。

生徒数が少ないと学校行事や部活動等の集団教育活動で制約が生じやすく、生徒数が多すぎると一体的な活動や円滑な展開が難しくなるなどの課題があります。また、教職員数が少ないと、生徒の興味・関心、進路希望等に応じた多様な選択科目を設置することや、組織的な指導体制を組むことが難しくなりやすく、教職員数が多いと相互の意思疎通が図りづらくなるなどの課題があります。

具体の学校の規模については、これまでの考え方を継承し、1学年6学級を念頭におきつつ、今後の生徒数の推移や通学時間の現状など、地域ごとに状況が異なることを考慮し、中山間地域については1学年2～6学級の範囲内を、中山間地域以外の地域については1学年4～8学級の範囲内を基本とします。

なお、中山間地域における高等学校については、当該地域の高等学校教育の機会均等の確保等にとって重要な役割を果たしていることに配慮していきます。

また、中山間地域以外の地域の高等学校についても、所在する自治体の人口規模など、学校が置かれている状況が異なることに配慮していきます。

### (2) 取組の方向性

#### (学校、課程、学科等の配置)

高等学校に入学を希望する生徒が、自分の能力・適性、興味・関心、進路希望等に応じた、学校、課程、学科等を選択することができるよう、公立高等学校への入学状況を踏まえるとともに、公共交通機関の状況や生徒の通学時間等を勘案し、学校、課程、学科等を配置します。

なお、専門学科における農業、工業、商業等の各学科については、地域産業の特性や地域が求める人材育成等を踏まえ、配置します。

### (1 学年 3 学級以下の県立高等学校の活性化)

1 学年 3 学級以下の学校については、在籍生徒や教員が少ない等のことから、一定規模のメリットを生かした活力ある教育活動を展開することが難しい状況となっており、とりわけ 1 学年 1 学級規模の学校については、そのことが顕著な状況となっています。

1 学年 3 学級以下の学校については、授業交流等による学校間の連携や地域と連携した特色づくり等の活性化を図ります。

その際、高等学校同士の連携に加え、地域、企業、大学及び研究機関並びに他校種の学校等との連携、デジタル技術の活用等を視野に入れた教育方法についても検討します。

### (再編整備の検討)

#### ○ 1 学年 1 学級規模の全日制高等学校

1 学年 1 学級規模の全日制高等学校については、各学校が学校関係者、所在する市町及び市町教育委員会等で構成する「学校活性化地域協議会」（以下「協議会」という。）を設置し、その協議会において、教育活動や部活動等における取組の強化等による活性化策を検討・実施し、全校生徒数が毎年度、収容定員の 3 分の 2（80 人）以上となることを目指します。

また、県教育委員会は、各学校の取組が効果的に進められるよう、協議会の意見を踏まえ、市町等と連携しながら、必要な支援を行います。

こうした取組の結果、2 年連続して「新入学生徒数<sup>※39</sup> が入学定員<sup>※40</sup> の 2 分の 1（20 人）未満又は全校生徒数が収容定員<sup>※41</sup> の 2 分の 1（60 人）未満」となった学校については、協議会の意見を聴いた上で、地理的条件を考慮し、次の①～③までのいずれかとします。

- ① 近隣の県立高等学校のキャンパス校<sup>※42</sup>
- ② 特定の中学校と緊密な連携による一体的な学校運営を行う「中中学園構想」<sup>※43</sup>への移行
- ③ 統廃合（市町立学校としての存続を含む）

---

※39 「新入学生徒数」については、各年度、新たに入学した生徒数とする。ただし、転入した者は含めない。

※40 「入学定員」については、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律第 6 条に基づき、40 人とする。

※41 「収容定員」については、1 学年 1 学級規模の全日制高等学校第 1 学年から第 3 学年の学級数の計は 3 学級であることから、120 人とする。

※42 「キャンパス校」については、当該高等学校を、近隣の県立高等学校に統合し、校地・校舎をそのまま使用しながら教育活動を行う、統合先高等学校の分教室として位置付けるものとする。

※43 「中中学園構想」については、特定中学校から当該高等学校への高い進学率を前提とし、中学校と高等学校の教員が相互に兼務して、6 年間の一貫した教育課程を実施するものとする。

ただし、近隣に他の高等学校がなく、他地域への通学が極端に困難な学校が対象となった場合は、別途検討します。

なお、県立高等学校が所在する地域（市町）の教育水準の向上に向けた、発展的な再編整備については、上記によらず検討します。

#### ○ 中山間地域以外の地域に所在する県立高等学校

中山間地域以外の地域に所在する県立高等学校については、生徒急増期に学校が新設された後、生徒減少に転じた後も学校数がほとんど変わっていない状況であることから、今後の生徒数の減少に対しては、学校の規模によらず、統廃合を検討します。

なお、生徒数が減少しない地域においても、当該地域（市町）の教育水準の向上に向けた、発展的な再編整備については、学校の規模によらず検討します。

### (3) 取組に関する留意事項

県立高等学校の再編整備を検討する際には、児童生徒数の推移のみならず、地理的条件など、学校が所在する各地域の実状に配慮します。

その際、県立高等学校が、高等学校教育を受ける機会の確保や、地域の活性化に重要な役割を担っていることを踏まえ、自治体内から県立高等学校が無くなることのないよう留意するとともに、各地域における県立高等学校の在り方について、関係機関と連携しながら、検討を行います。

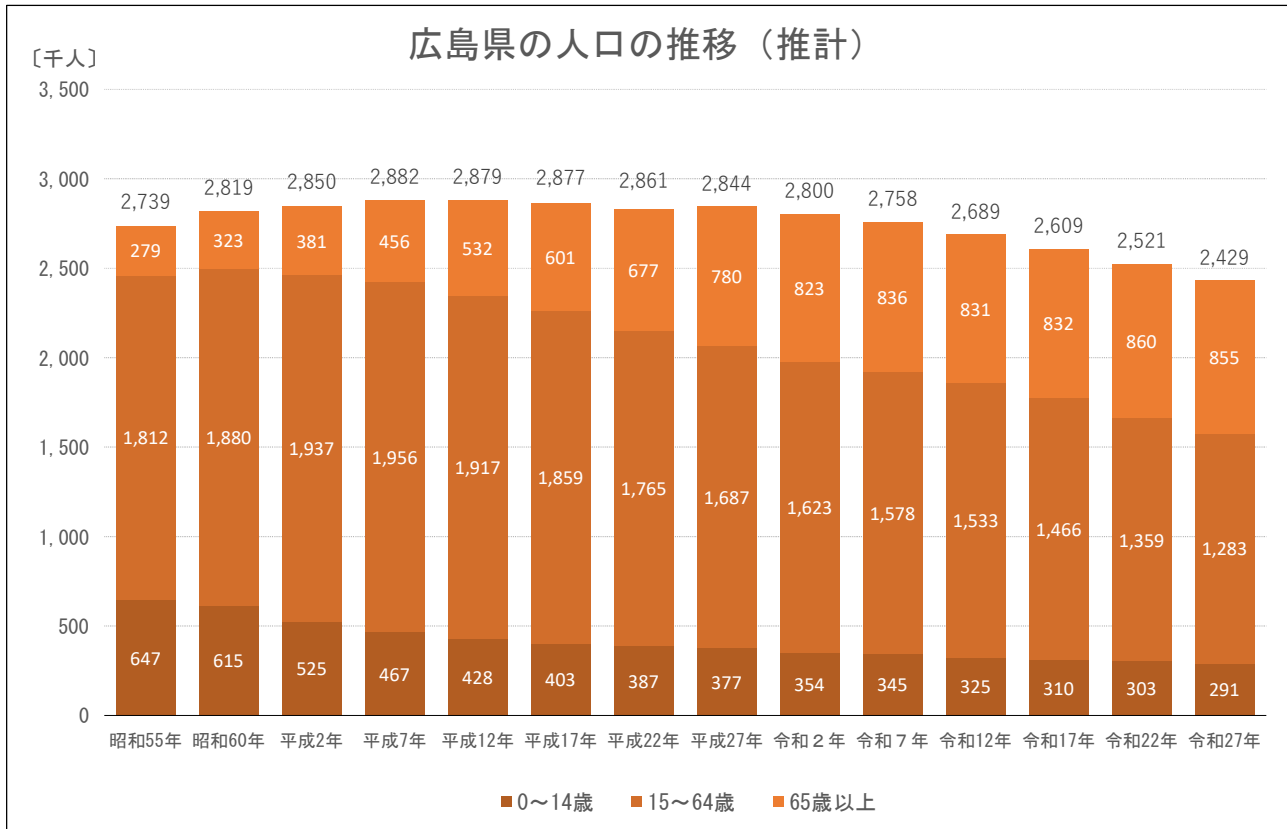
また、統廃合などの再編整備を行う場合は、生徒にとってよりよい環境が整い、地域全体の教育水準の更なる向上が図られるよう、統合先の学校や新設する学校について、特色ある学科の設置や、施設・設備の更新、教職員配置の拡充等の検討を行います。

さらに、再編整備を行うことにより、高等学校への通学が困難となる地域が生じる場合には、寄宿舎の整備など、生徒の高等学校教育を受ける機会の確保に向けた検討を行います。



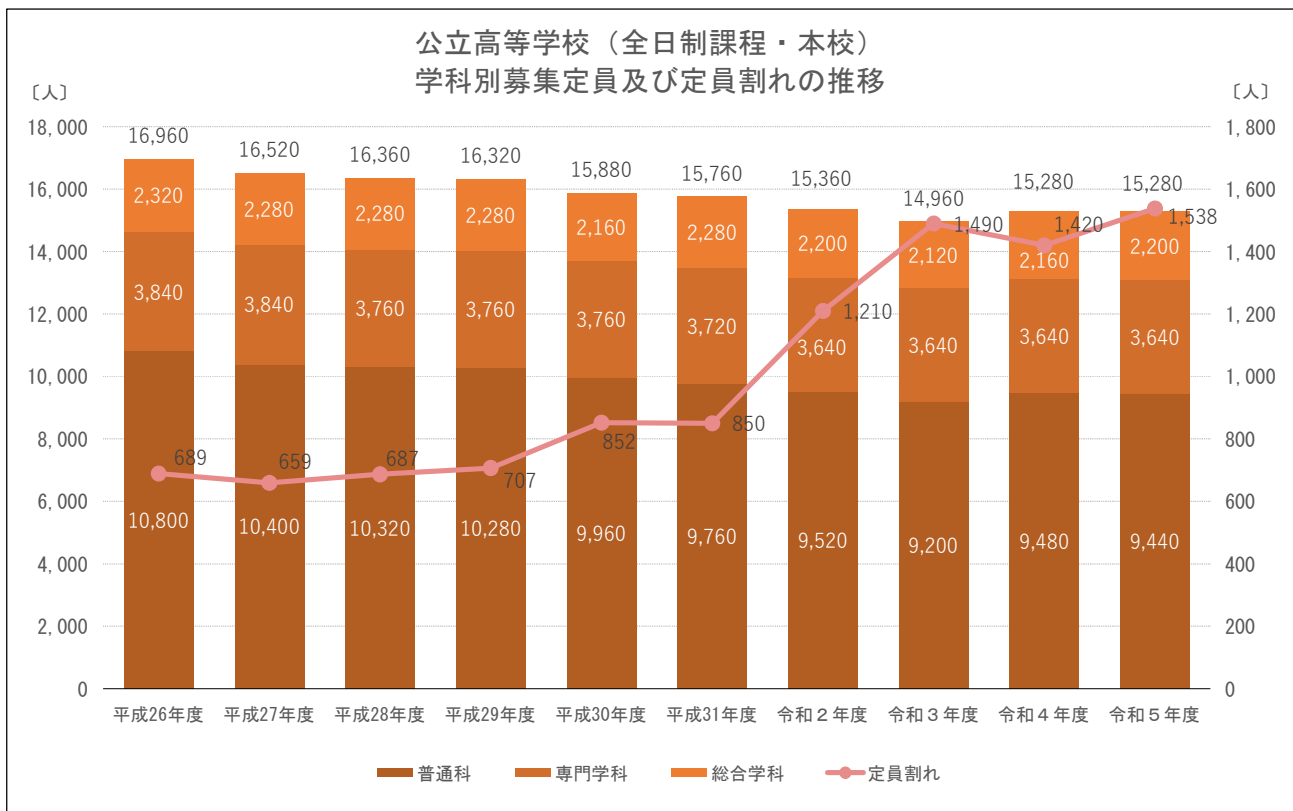
## 参考資料

- ・ 広島県の人口の推移（推計）…………… 25
- ・ 公立高等学校（全日制課程・本校）学科別募集定員及び定員割れの推移…………… 25
- ・ 定時制課程・通信制課程への入学者状況…………… 26
- ・ 広島県公立高等学校の進路状況…………… 27
- ・ 新規高等学校卒業者の就職状況及び就職後3年以内の離職状況…………… 28
- ・ 広島県における中学校等卒業生数の推移…………… 29
- ・ 広島県公立高等学校等配置図…………… 30
- ・ 公立高等学校（全日制課程）の募集学級数…………… 31
- ・ 県立高等学校（全日制課程）の状況…………… 32
- ・ 公立高等学校（定時制課程・通信制課程等）の状況…………… 33
- ・ 中学校等卒業生数と公立高等学校（全日制課程）本校数の推移（設置数）…………… 34
- ・ 生徒急増期に新設等された学校…………… 34



※ 令和2年まで…「国勢調査」の結果による。

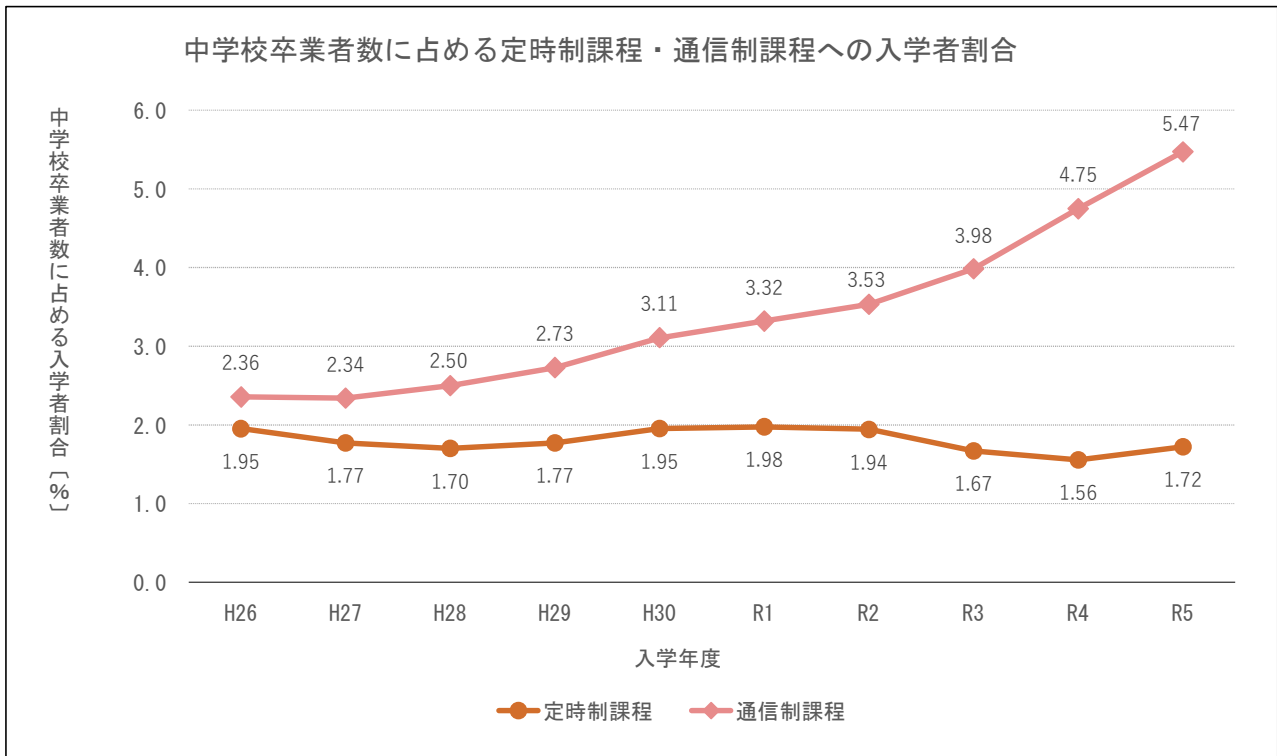
※ 令和7年以降…国立社会保障・人口問題研究所人口統計資料集「都道府県の将来推計人口」等により算出。



※ 広島敬智学園高等学校は除く。

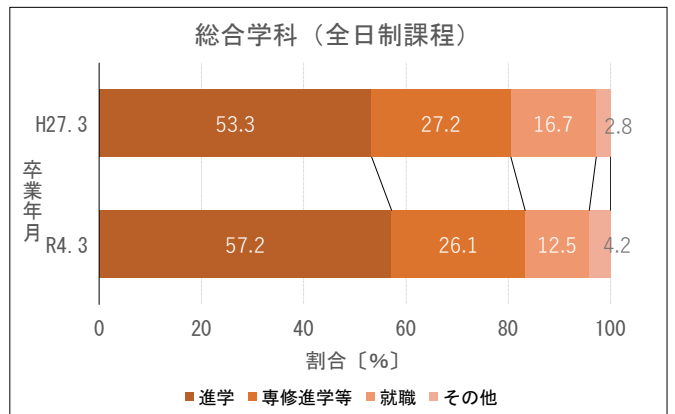
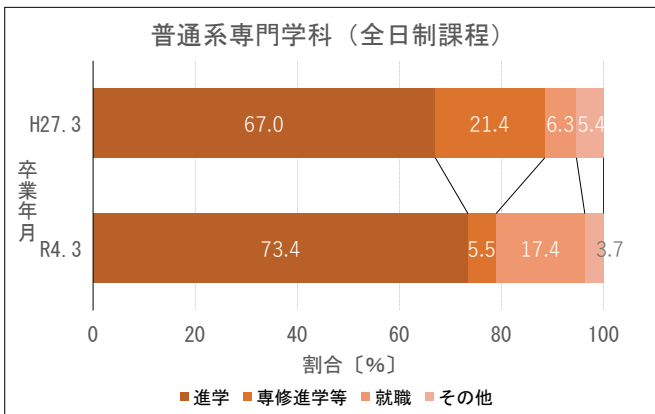
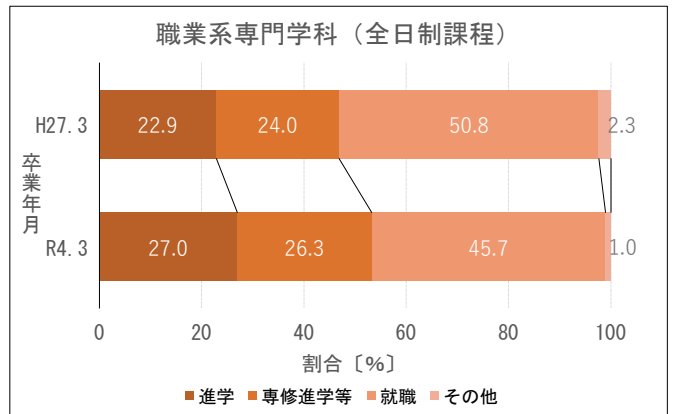
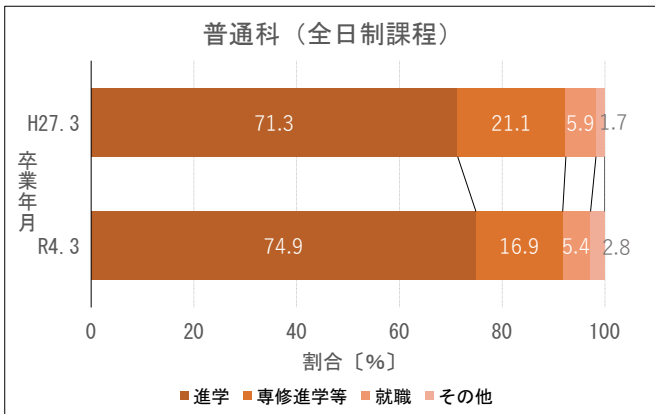
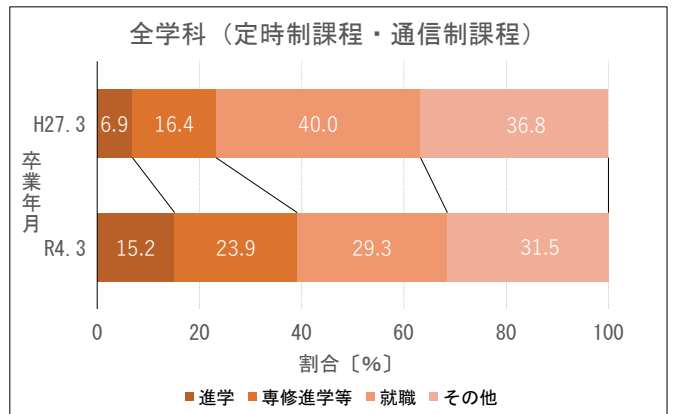
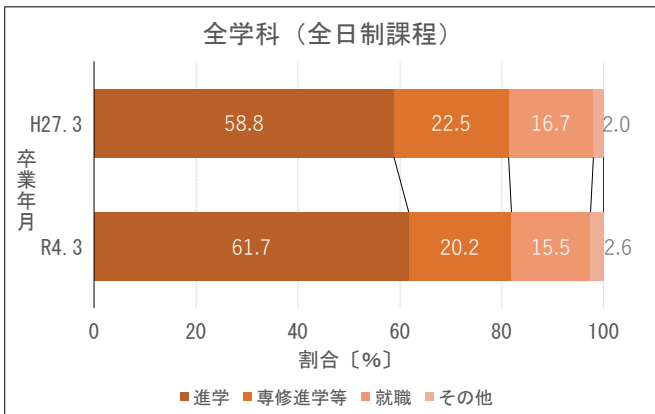
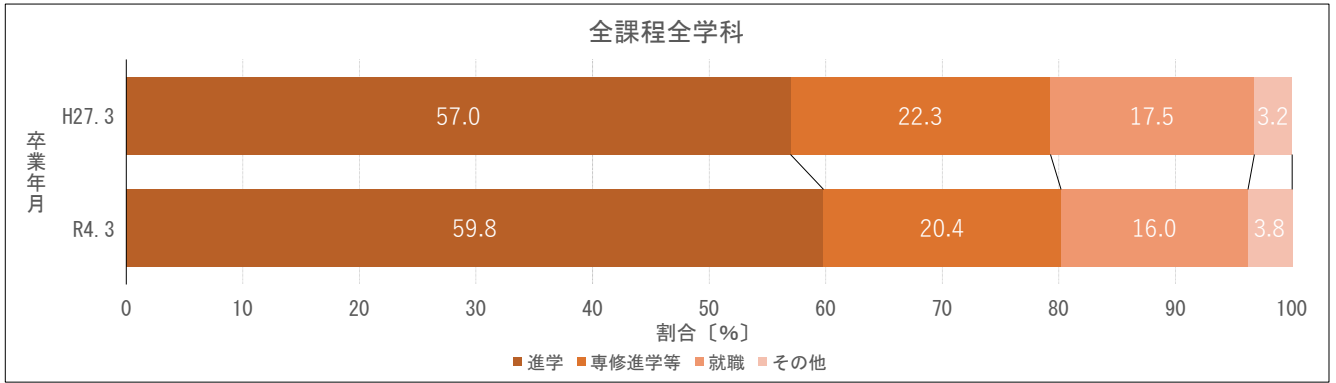
※ 入学者数には、県外中学校からの進学者を含み、帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜により入学した生徒を除く。

○ 定時制課程・通信制課程への入学者状況



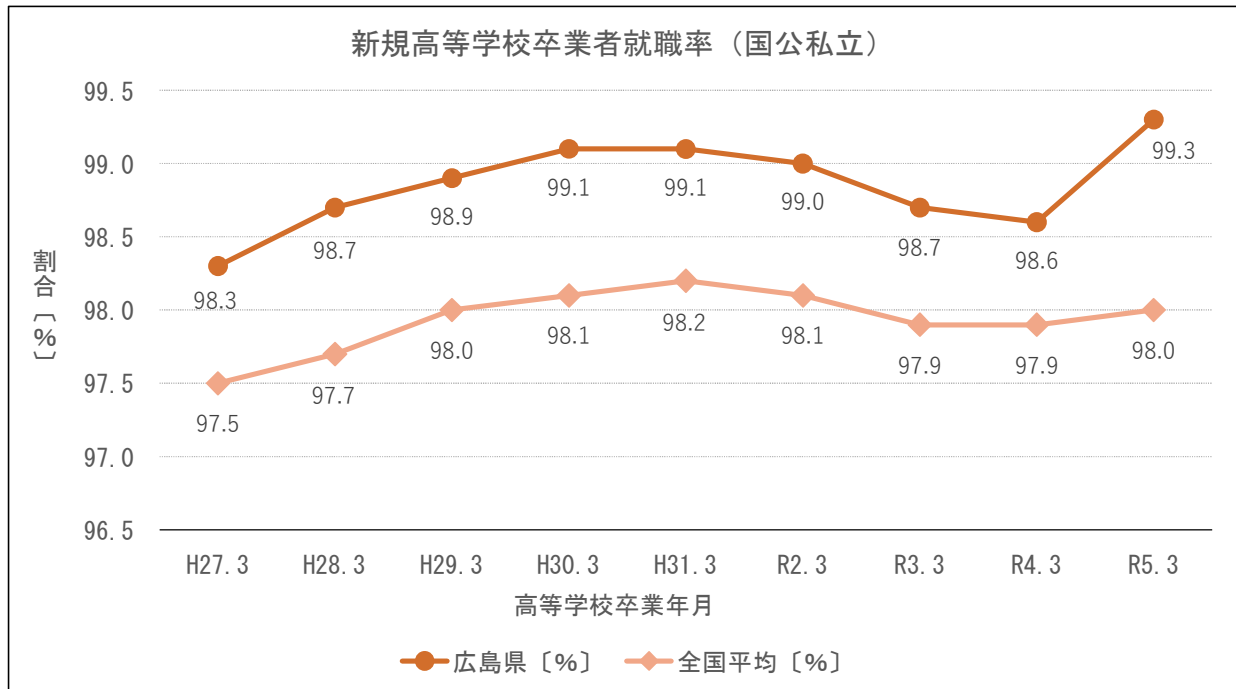
※ 広島県教育委員会調べ。

○ 広島県公立高等学校の進路状況（公立学校基本数による）

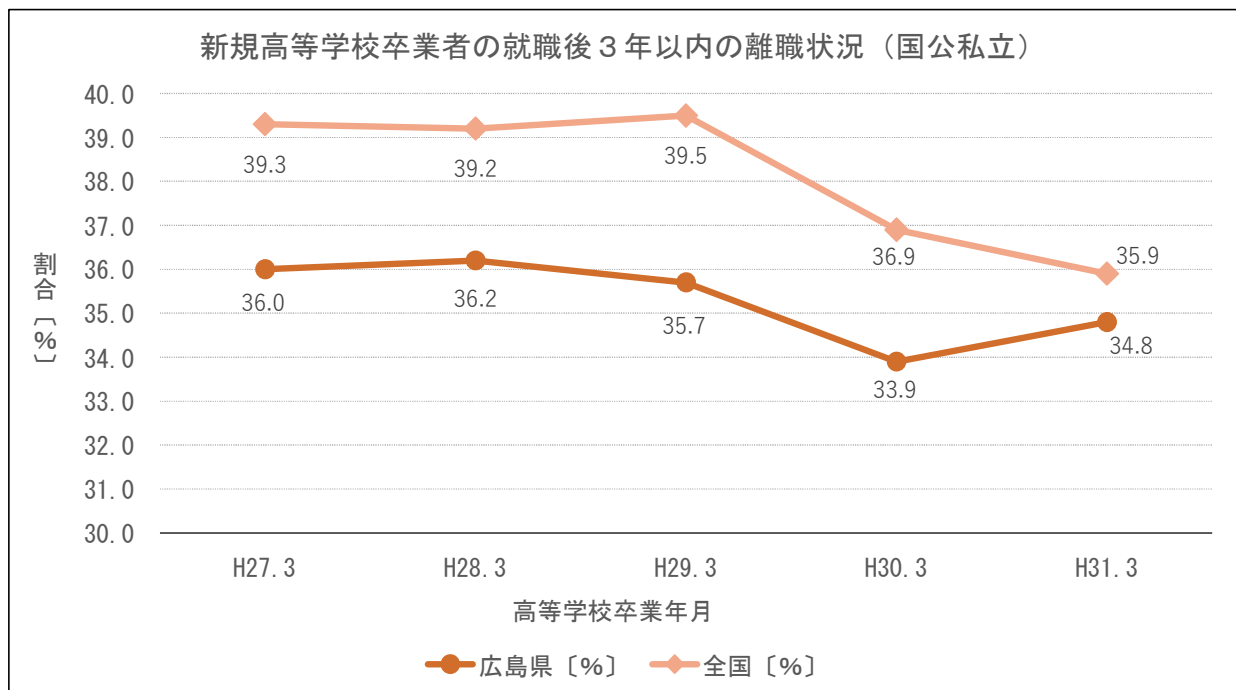




○ 新規高等学校卒業者の就職状況及び就職後3年以内の離職状況

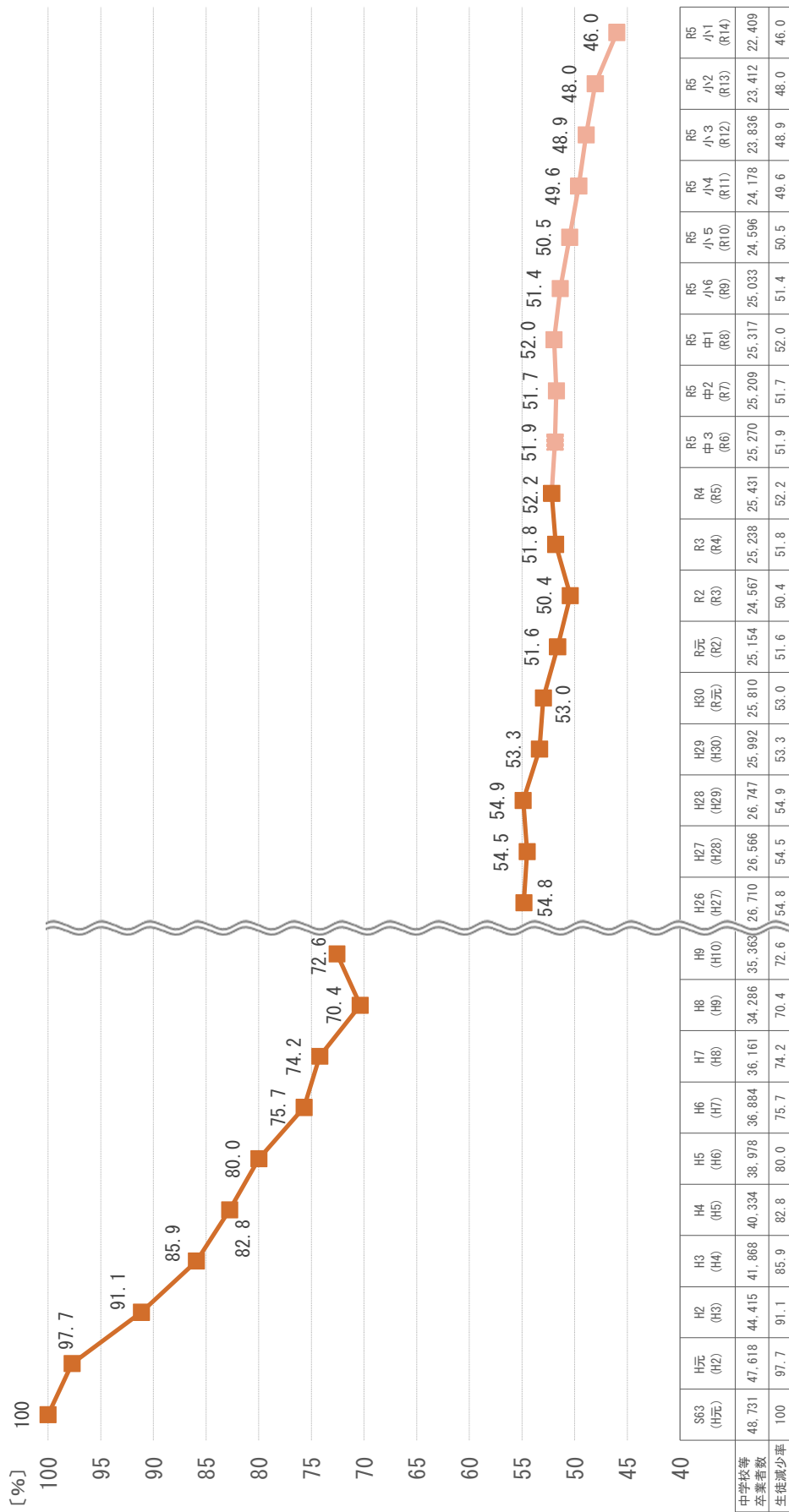


※ 広島県教育委員会の取りまとめによる。



※ 広島県労働局の資料を基に、広島県教育委員会が作成。

広島県における中学校等卒業生数の推移（昭和63年度=100としたときの割合）

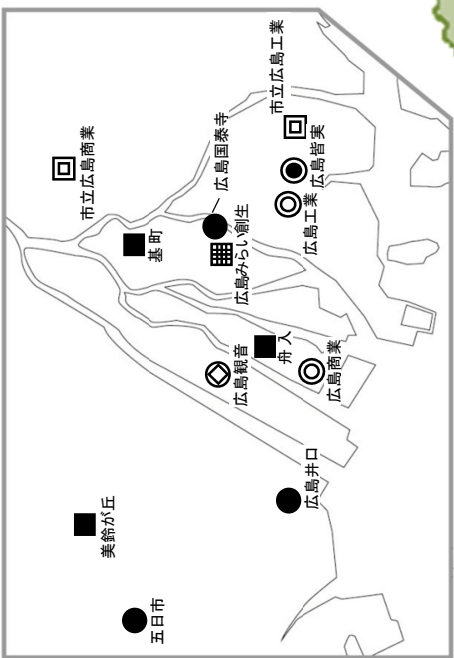


※ 義務教育学校及び広島観智学園中学校を含む。広島市立広島中等教育学校は除く。

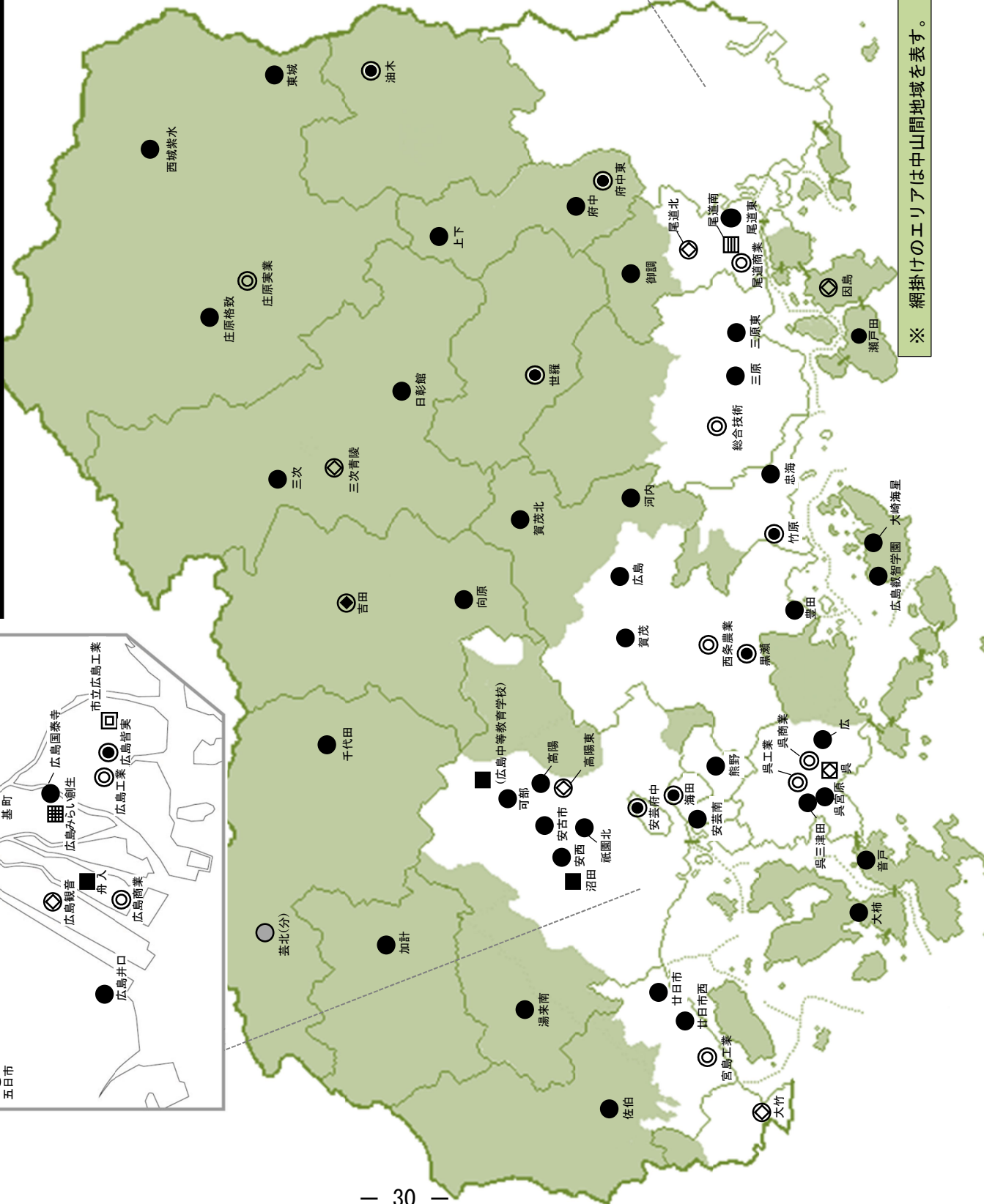
※ ( ) 内は高等学校入学年度を示す。

※ R5以降は、R5時点の中学校等・小学校における、各学年の在籍者数。

# 広島県公立高等学校等配置図 (令和6年度)



- 凡 例
- 市立 ●
  - 県立 ○
  - 普通科
  - 専門学科
  - ◎ 普通科、専門学科等を併置
  - ◇ 総合学科
  - ◐ 総合学科、専門学科を併置
  - 分校（普通科）
  - ◎ 定時制課程単独校
  - ◐ 通信制課程
  - ◑ フレキシブル課程



※ 網掛けのエリアは中山間地域を表す。

○ 公立高等学校(全日制課程)の募集学級数【令和6年度入学定員】

旧6学区	1学級	2学級	3学級	4学級	5学級	6学級	7学級	8学級	9学級	計
葦北	加計(普) 葦北(分)(普) 向原(普)	千代田(普2)		吉田(深3、農1)						5校
	湯米南(普) 佐伯(普)	安西(普2)		熊野(普4) 大竹(総4) 廿日市西(普4)	安芸南(普5)	可部(普6) 高陽(普6) 高陽東(総6) 五日市(普6) 安芸府中(普5、国1)	広島鞆音(総7) 廿日市(普7) 宮島工業(工7) 海田(普5、家2)	広島国泰寺(普8[理2]) 広島商業(商8) 広島皆実(普6、看1、体1) 広島工業(工8) 広島井口(普8) 安古市(普8) 祇園北(普8[理1])		29校
呉・賀茂	音戸(普) 賀茂北(普) 豊田(普) 大柿(普)		呉工業(工3) 黒瀬(普2、福1)	呉商業(商4)	広(普5) 呉宮原(普5) 呉三津田(普5)	◎市立広島商業(商6) ◎市立広島工業(工6) ◎市立美鈴が丘(普6)	西条農業(農7)		◎市立基町(普9[創1])	15校
	瀬戸田(普) 大崎海星(普)	河内(普2)		◎市立呉(総4)						
尾三	瀬戸田(普) 大崎海星(普)	竹原(普1、商1) 忠海(普2) 三原東(普2) 御調(普2) 因島(総2) 広島観智学園(普2)		世羅(普2、家1、農1) 尾道東(普4[国1]) 三原(普4)	尾道北(総5) 尾道商業(商5)	総合技術(工3、商1、家2)				14校
	上下(普)	油木(普1、農1) 沼南(家1、農1)		福山商業(商4) 松永(総4) 府中東(普2、工2)	戸手(総5) 神辺(総5) 府中(普5)	大門(普6[理1]) 神辺旭(普5、体1)	福山明玉台(普7) 福山工業(工7)	福山跡之館(総8) 福山葦原(普8)		16校
備北	東城(普) 西城紫水(普)	日彰館(普2) 三次青陵(総2)	庄原格致(普3[医教1])	庄原実業(農4)	◎市立福山(普5) 三次(普5)					7校
計	14	13	3	13	11	13	7	11	1	86校

(注1)〔 〕:普通科コースの学級数(内数) (注2)◎:市立高校

○ 県立高等学校（全日制課程）の状況（※令和6年度設置ベース）

	学科	区分	学校数	学校名
本校	普通科	中高一貫教育校	6	(併設型) 広島、広島叡智学園、三次 (連携型) 加計、御調、賀茂北 ※芸北分校は分校に計上
		中高一貫教育校 専門学科併置校	1	(連携型) 油木
		コース設置校	5	広島国泰寺、尾道東、庄原格致、大門、祇園北
		専門学科併置校	8	広島皆実、海田、竹原、世羅、黒瀬、安芸府中 神辺旭、府中東
		その他	34	別記のとおり
	小 計 (普通科)		54	
	専門学科 (単科校等)	農業科	2	西条農業、庄原実業
		工業科	4	広島工業、福山工業、呉工業、宮島工業
		商業科	4	尾道商業、広島商業、呉商業、福山商業
		工業・商業・家庭科	1	総合技術
		農業・家庭科	1	沼南
小 計 (専門学科)		12		
総合学科		10	広島観音、尾道北、福山誠之館、大竹、松永、 高陽東、三次青陵、神辺、戸手、因島	
探究科 (総合学科)	専門学科併置	1	吉田	
分校	普通科	中高一貫教育校	1	(連携型) 芸北分校
合 計		78		

普通科（その他）34の内訳

広、呉宮原、呉三津田、三原、三原東、福山葦陽、音戸、廿日市、佐伯、大柿、可部、千代田、向原、賀茂、忠海、府中、上下、東城、瀬戸田、日彰館、五日市、河内、安古市、福山明王台、高陽、熊野、広島井口、豊田、安西、廿日市西、湯来南、安芸南、西城紫水、大崎海星

専門学科併置校の設置学科の内容

学校名	学科
広島皆実	普通科、看護科、体育科
海田	普通科、家庭科
吉田	探究科、農業科
竹原	普通科、商業科
世羅	普通科、農業科、家庭科
油木	普通科、農業科
黒瀬	普通科、福祉科
安芸府中	普通科、国際科
神辺旭	普通科、体育科
府中東	普通科、工業科

○ 公立高等学校（定時制課程・通信制課程等）の状況  
（令和6年度設置ベース）

1 定時制課程

学区	学校名	学科	昼夜別	入学定員 (学級)
広島	廿日市	普通	夜間	1
	可部	普通	夜間	1
	宮島工業	機械	夜間	1
呉・賀茂	賀茂	普通	夜間	1
	呉工業	機械	夜間	1
		電気 キャリアデザイン		1
尾三	三原	普通	午前・夜間	2
	因島	普通	夜間	1
福山	福山誠之館	普通	夜間	1
	福山葦陽	普通	午前	1
	松永	普通	夜間	1
	福山工業	機械	夜間	1
		電気		1
芦品まなび学園	普通	午前・午後・夜間	3	
備北	三次	普通	夜間	1
県立計（13校）				18
	尾道南	普通	夜間	1
市立計（1校）				1
合計（14校）				19

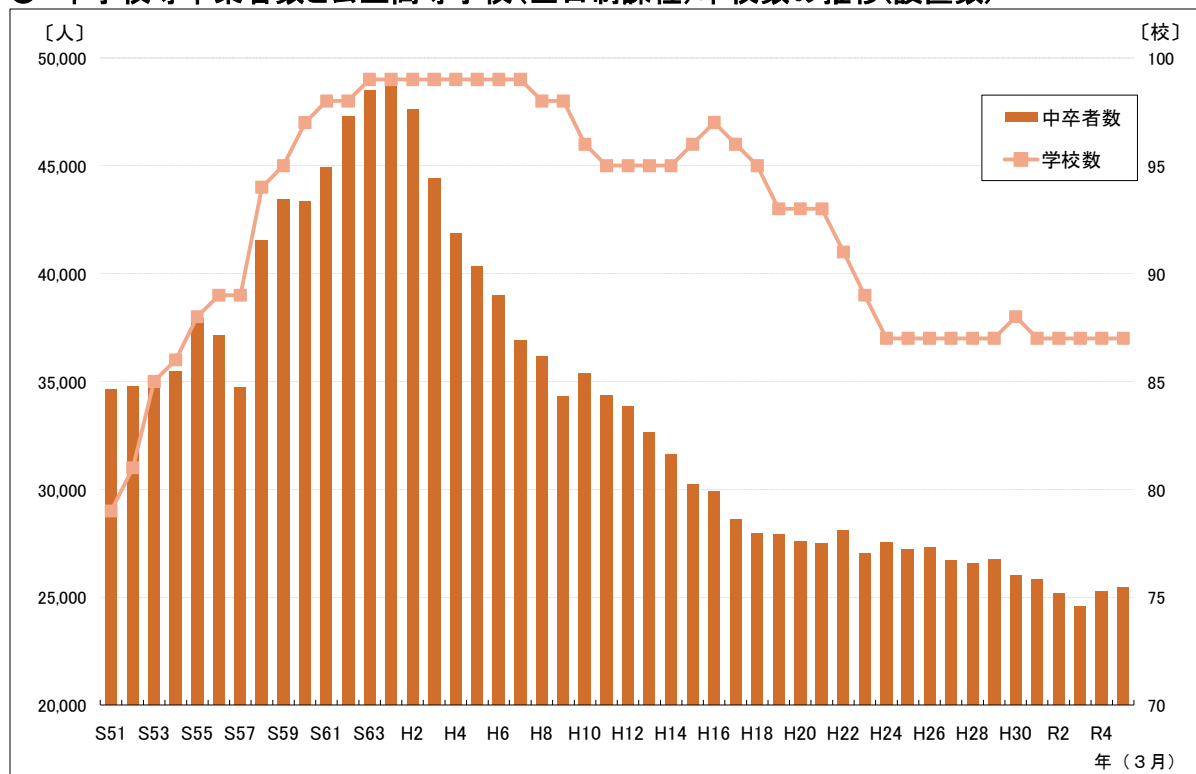
2 通信制課程

学校名	学科	入学定員 (人)
東	普通	300
合計		300

3 フレキシブル課程

学校名	学科	コース	入学定員 (人)
広島みらい創生	キャリアデザイン	平日登校	240
		通信教育	400
合計			640

## ○ 中学校等卒業生数と公立高等学校(全日制課程)本校数の推移(設置数)



(義務教育学校を含み、中等教育学校を除く。)

## ○ 生徒急増期に新設等された学校

【生徒急増期 S45～S63】計30校増設(新設:15校, 本校化:11校, 県移管:4校)

年度	区分	学校名	年度	区分	学校名
S46	本校化	黒瀬	S53	本校化	豊田
S47	本校化	江田島	S53	本校化	豊
S47	本校化	自彊	S53	本校化	久井
S48	本校化	三和	S54	新設	安西
S49	新設	安芸	S55	新設	安芸府中
S49	新設	五日市	S55	新設	神辺旭
S49	県移管	河内	S55	県移管	府中東
S50	新設	安古市	S56	本校化	大和
S50	新設	大門	S58	新設	廿日市西
S50	県移管	福山明王台	S58	新設	祇園北
S50	県移管	至誠	S58	新設	高陽東
S50	本校化	倉橋	S58	新設	呉昭和
S52	新設	高陽	S58	本校化	高宮
S52	新設	熊野	S60	本校化	湯来南
S53	新設	広島井口	S61	新設	安芸南

※ 網掛けは令和5年度時点で募集停止している学校(合計11校)

※ 「新設」には、他に、広島市立高等学校3校(安佐北(S59)、沼田(S60)、美鈴が丘(S63))がある。

**「今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画（第2期）」素案に対する  
主な意見及び対応について**

1 集中審議

(1) 実施日

令和5年12月15日（金）

(2) 集中審議における主な意見及び対応

番号	意見	県の考え方・対応方針	関連するページ
1	中山間地域から県立高校がなくなること、公共交通や地域経済に影響を及ぼすなど、地域の衰退が加速するおそれ大きいことから、地域政策局など関係部局と連携し、地域の意見を十分に踏まえて取組を進められたいこと。	県立高等学校については、高等学校教育を受ける機会の確保や、地域の活性化に重要な役割を担っているものと考えています。 各地域における県立高等学校の在り方について、地域政策局や地元自治体とも連携を図りながら検討を行ってまいります。	p. 22
2	魅力ある学校づくりのためには、市町との連携が重要な要素であることから、県立高校への支援の重要性について、地元自治体が十分に理解し、本気になって取り組んでいくよう働きかけられたいこと。	地元自治体や地域の皆様からは、これまでも、県立高等学校に対し、様々な形で御支援をいただいているところです。 今後も、県立高等学校の魅力向上に向けて、地元自治体とも緊密に連携を図りながら、必要な支援を行ってまいります。	p. 21
3	障害のある生徒と障害のない生徒が可能な限り共に過ごす環境の整備や、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備など、インクルーシブ教育の推進に努められたいこと。	インクルーシブ教育システムの視点を踏まえた教育活動を充実させること等について、「 <u>3 県立高等学校教育の在り方</u> 」に記載します。 本計画や「広島県特別支援教育ビジョン」を踏まえつつ、県立高等学校における特別支援教育の充実に努めてまいります。	p. 12
4	子供たちが地元の学校で安心して学ぶことができるよう、県立高校の存続に向けて取り組まれたいこと。	引き続き、教育の機会均等の観点から、全県的な視野に立ち、県立高等学校の適正な配置に努めてまいります。 また、県立高等学校が地域の中で果たしている役割を踏まえ、自治体内から県立高等学校が無くなることのないよう留意してまいります。	p. 20~22



番号	意見	県の考え方・対応方針	関連するページ
5	<p>中山間地域や中山間地域以外の地域にかかわらず、生徒一人一人の学習進度や特性等に応じた多様な学びが子供たちに行き渡るよう、柔軟に対応されたいこと。</p>	<p>高等学校には、大学等への進学を希望する生徒、就職を希望する生徒、多様な学習スタイルや学び直しの機会を必要とする生徒など、様々な目的や学習ニーズを持つ生徒が在籍しているものと認識しています。</p> <p>今後も、学校が所在する地域によらず、生徒一人一人の学習進度や能力、関心等に応じた、多様な学びの選択肢を提供することができるよう取り組んでまいります。</p>	p. 10
6	<p>計画の実施に当たっては、私立高校や広島市などの関係者と、高校の配置状況を踏まえた議論や意見交換を行うなど、緊密に連携を図られたいこと。</p>	<p>私立高等学校や広島市との関係者とは、これまでも、公私の役割分担や入学定員等について、協議を行っているところです。</p> <p>今後も、各設置者との意見交換等を通じて、私立、市立及び国立高等学校と協力しあいながら役割分担を図り、県全体の教育水準の維持・向上に努めてまいります。</p>	p. 7
7	<p>中山間地域以外の地域においても、市町によって人口規模が大きく異なることから、その状況に配慮した計画内容とすること。</p>	<p><u>「5 県立高等学校の配置及び規模の在り方」の学校の規模に係る記載を一部修正します。</u></p> <p><u>また、中山間地域以外の地域の高等学校についても、学校が置かれている状況の違いに配慮することを記載します。</u></p> <p>なお、県立高等学校の再編整備を検討する際には、地理的条件など、学校が所在する各地域の実状に配慮してまいります。</p>	p. 20 p. 22
8	<p>デジタル機器は、生徒の理解が困難であったポイントの説明などに効果が期待されることから、多くの生徒が苦手意識をもつ理数系教科において積極的に活用されたいこと。</p>	<p>「学びの変革」の推進に当たっては、デジタル機器をツールとして日常的に活用できる環境が欠かせないものと考えています。</p> <p>理数系教科への活用については、例えば、学び直しの一環として、数学の授業でAI教材を導入し、生徒自らが理解度に応じて教材に取り組んでいる事例もあります。</p> <p>今後も、こうした事例等を参考としながら、県立高等学校におけるデジタル機器の効果的な活用に取り組んでまいります。</p>	p. 10

番号	意見	県の考え方・対応方針	関連するページ
9	<p>今後、デジタル分野の専門人材が大幅に不足することが見込まれていることから、担い手育成のための取組をこれまで以上に強化されたいこと。</p>	<p>高等学校においても、デジタル等の成長分野を支える人材育成の強化が求められていると考えています。</p> <p>国の事業も活用しながら、デジタル人材育成に向けた教育環境等の整備を進めてまいります。</p> <p>また、デジタル等の成長分野で活躍できる人材を育成するために、デジタル技術の活用や、理数分野等の学びに重点的に取り組む学科の設置を検討することについて、「<u>4 県立高等学校の課程・学科等の在り方</u>」に記載します。</p>	p. 16

## 2 県民意見募集（パブリックコメント）

### (1) 実施期間

令和5年11月20日（月）～12月19日（火）

### (2) 意見提出者数等

84人・125件

### (3) 県民意見募集における主な意見及び対応

番号	意見	県の考え方・対応方針	関連するページ
1	「広島県教育に関する大綱」に記載のある「次代を担う子供たちが、生まれ育った環境によって左右されることなく、また、障害の有無にかかわらず、健やかに育ち、夢や希望、高い倫理観や豊かな人間性を持ち、意欲にあふれ自立した若者へと成長し、誰もが充実した生活を送る上で、活力ある社会を実現する上で、自らの能力を伸ばし、社会において発揮する機会、誰もが等しく与えられるべきものである。」という考え方を、計画の趣旨に据えていただきたい。	御意見にある考え方は、本県教育全体を貫く重要なものであると認識しています。 なお、この考え方については、本計画12ページ、「③多様なニーズに応じた教育機会の提供」に記載しております。	p. 1 p. 12
2	どこに住んでいても平等に高等学校教育を受けることができ、生徒が自分の将来に希望が持てるよう、県立高等学校の在り方を考えていただきたい。	引き続き、教育の機会均等の観点から、全県的な視野に立ち、今後の中学校等卒業見込み者数の推移、公共交通機関の利便性などの地理的条件等を踏まえ、地域のニーズや生徒・保護者の希望等に応えることができる県立高等学校の適正な配置に努めてまいります。	p. 1 p. 20
3	記載内容には、広島県で取り組んできた人権教育を否定しているようにも捉えられる部分があるが、個人や少数者を大切に人権教育こそ教育の基本である。	人権教育については、人権尊重の精神の涵養を目的とし、学習指導要領等に基づき各教科等の学習や道徳教育など、高等学校の教育活動全体を通して適切に指導を行っているところです。	p. 1
4	これまでの、広島県教育の成果や課題について整理するべきではないか。	本県では、平成26年12月に「広島版「学びの変革」アクション・プラン」を策定し、全国に先駆けて、資質・能力の育成を目指した「主体的な学び」を促す教育活動を推進してきました。 その結果、「主体的な学び」が定着している生徒の割合が着実に増加するなど、成果が表れているところです。 引き続き、生徒の「深い学び」の実現に向けた教育活動の充実を図ってまいります。	p. 1 p. 5

番号	意見	県の考え方・対応方針	関連するページ
5	<p>「知・徳・体」のそれぞれの面で着実に成果が表れているとあるが、暴力行為の発生件数、長期欠席者数、不登校児童生徒数が増加しており、これまでの取組が生徒指導上の諸問題の解決につながっていないのではないか。</p>	<p>近年、不登校生徒数の増加が続いており、その要因は、本人や家庭の状況に加え、学校における友人関係をめぐる問題や学業の不振など様々であり、個々の状況に応じた支援が必要であると考えています。</p> <p>引き続き、こうした問題に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を加えた校内支援チームを編成することや、関係機関等と連携するなどして問題が生起する背景を丁寧に探ることなど、児童生徒一人一人の特性を踏まえた、計画的・組織的・継続的な指導・支援を行ってまいります。</p>	p. 1 p. 12
6	<p>全国的に定員内不合格を出さないよう取り組んでいる都道府県が多い中、広島県においても同様の取組を進めてはどうか。</p>	<p>入学者選抜は、各校長が法令に定められた権限の下、自らの権限に基づいて、各高等学校、課程、学科等の特色に配慮しつつ、当該高等学校における教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判断して合否の決定を行うものです。</p>	p. 1
7	<p>公立高等学校として、定員内不合格を出し続けるのは不適切ではないか。</p>	<p>一方で、中学校卒業段階での進路未決定者は減少傾向にあるものの、依然として一定数いることは大きな課題であると認識しており、引き続き、進路未決定者の解消に向けた取組を進めてまいります。</p>	p. 1
8	<p>県立高等学校の特色づくりばかりに注力するのではなく、どの学校においても様々な進路実現が可能となる多様な教育を提供するべきではないか。</p>	<p>今後、県内の児童生徒数が減少する中においても、地理的条件等にかかわらず、生徒が自らの能力・適性、興味・関心、進路希望等に応じた高等学校教育を受けることができる教育環境を整備してまいります。</p>	p. 1

番号	意見	県の考え方・対応方針	関連するページ
9	日本で働く外国人労働者が増えている中、今後どのように外国人と共に暮らしていくのかといった観点も含めてグローバル教育を進めていただきたい。	<p>今後、県内に在留する外国人とその子供の数は一層増えていくことが見込まれており、高等学校においても、こうした社会情勢の変化を踏まえた対応が求められていると考えています。</p> <p>こうした中、自分とは異なる他者の個性や考え方、その背景にある伝統、文化などを柔軟に受け入れていくことが重要であり、今後、国内外の多様な人材とつながり、多様な意見に触れる機会を創出し、多様な価値観の受容につながる取組を積極的に推進してまいります。</p>	p. 3 p. 10 p. 12
10	高等学校に入学する外国籍の生徒が増加している中で、今後、どのように教育を進めていくのかが大きな課題である。	<p>また、外国人生徒等に対する日本語指導を一層充実させるなど、「学びのセーフティネット」の一層の充実を図り、多様な観点からのニーズに応じた教育機会の提供に取り組んでまいります。</p>	
11	少子化・高齢化の進行やグローバル社会が到来している我が国において、一人一人が幸せで安心して生活しつつ、社会を成長発展させるために、どのような教育が必要かを考えていく必要があるのではないかと。	<p>一人一人が幸せで安心な生活を実現していくためには、社会を持続的に発展させていく必要があり、一人一人の生産性向上と多様な人材の社会参画を促進する必要がありと考えています。</p> <p>そのためには、学校教育において、生徒一人一人が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手になることを目指すことが重要であり、その実現に向けた、「主体的な学び」を促す教育活動の一層の充実を図ってまいります。</p>	p. 2 p. 7～10
12	計画については、県立高等学校だけでなく、地域の公共交通機関の状況も勘案した内容としていただきたい。	<p>県立高等学校は、地域の高等学校教育を受ける機会の確保や、地域の活性化に重要な役割を担っているものと認識しています。</p> <p>今後、各地域における県立高等学校の在り方について、関係機関と連携しながら検討を行ってまいります。</p>	p. 6～7 p. 22

番号	意見	県の考え方・対応方針	関連するページ
13	小規模校では、生徒数が少ない利点を生かし、デジタル技術を活用した新たな可能性を模索する必要があるのではないか。	1 学年 3 学級以下の学校については、これまでも、授業交流等による学校間の連携や地域と連携した特色づくり等に取り組んできました。 今後、各学校の更なる活性化に向けて、デジタル技術の活用等を視野に入れた教育方法についても検討してまいります。	p. 6～7 p. 21
14	学校教育の目的は「人材」の育成ではなく「人格の完成」であり、一人一人が大切にされる社会を作るための担い手を育むことではないか。	教育の目的については、教育基本法に規定されているとおり、人格の完成を目指して行うものであり、本県高等学校教育も、これを前提として行われているものです。	
15	学校は何よりも「人格の完成」を目標とすべきであり、今後の県立高等学校の再編においては、多様な生徒たち一人一人が安心して通える学校という視点を中心に置くべきではないか。	こうした前提のもと、令和 2 年に策定した本県の総合計画である「安心・誇り・挑戦 ひろしまビジョン」においても、全ての施策を貫く視点として「生涯にわたる人材育成」を掲げており、本計画においても、県立高等学校教育における人材育成として、「多様な人材の育成」を掲げているところです。	p. 7～8
16	社会で活躍できる人材を育成しようとしていることは理解できるが、教育は人格形成のために行われるものであり、それが個人の幸福に繋がるのが第一義でなければならない。		
17	教育が県の成長や発展のためになる人材育成を目的として行われると、そうできない人を切り捨てることにつながるのではないか。		
18	世界で活躍できる人材ばかりに目を向けると、一部のエリートの子供たちの育成ということになりかねない。全ての子供たちの成長や進路の保障、そしてその先にある幸せを願う高等学校教育であってほしい。	誰一人取り残さず、全ての生徒の可能性を引き出す教育活動の充実を図っていくことについて、「 <u>3 県立高等学校の在り方</u> 」の「 <u>県立高等学校教育の目指す姿</u> 」に追記します。	p. 7～8

番号	意見	県の考え方・対応方針	関連するページ
19	<p>大学入学共通テストに関する塾や予備校等の状況分析によると、県立高等学校の各科目の平均点は、全国平均点の前後又はそれ以下となっている。県立高等学校の生徒の学力低下が顕著となっているのではないか。</p>	<p>大学入学共通テストの結果のみをもって、高校生の学力状況を判断することは難しいと認識しておりますが、例えば、県立高等学校卒業生（現役生）の国公立大学への合格者数は、この5年間で約150人増加しております。</p> <p>生徒数が減少していることも踏まえれば、これまで進めてきた「高等学校課題発見・解決学習推進プロジェクト」において授業改善を進めてきたことにより、生徒の資質・能力の育成が図られてきているものと捉えております。</p> <p>今後も、生徒の「主体的な学び」を促す教育活動を一層充実させ、生徒一人一人の進路目標が実現できるよう取り組んでまいります。</p>	p.8～10
20	<p>学校では、生徒に一律のルールや規則を課し、主体的に行動させることを制限しており、そのような中、「主体的な学び」を推進していくことは難しいのではないか。</p>	<p>校則は、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められており、児童生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくために、各学校が教育基本法等に沿って教育目標を実現していく過程において、児童生徒の発達段階や学校、地域の状況、時代の変化等を踏まえて、設けられるものです。</p> <p>現在、一定の期間が経過し、校則の意義を適切に説明できないようなものについては、絶えず見直しを行うよう指導しているところです。この校則の見直しの過程に児童生徒自身が参画することは、校則の意義を理解し、自ら校則を守ろうとする意識の醸成につながり、身近な課題を解決する「主体的な学び」を促すことができると考えられます。</p> <p>頂いた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>	p.8～10

番号	意見	県の考え方・対応方針	関連するページ
21	<p>学校では従前と変わらない「一斉授業」が行われている現状があるが、今後「主体的な学び」や「個別最適な学び」を推進していくことは可能なのか。</p>	<p>「主体的な学び」や「個別最適な学び」を推進していくためには、全ての教員が、「本質的な問い」を設定する力やファシリテートする力、デジタル技術を活用した授業スキルなどを身に付けていくことが重要であると考えています。</p> <p>引き続き、大学や研究機関等とも連携しながら、県立高等学校の教員の資質・能力や専門性の向上に向けた取組を着実に進めてまいります。</p>	<p>p. 8～10 p. 11</p>
22	<p>「一人一人の多様な個性・能力を更に生かし、他者と協働しながら新たな価値を創造していくことができる力の育成」は、高等学校ではなく高等教育で行うことではないか。</p>	<p>御意見にある力を育成するためには、初等中等教育段階において、「個別最適な学び」の推進や、グローバル社会における多様な価値観の受容につながる教育活動の推進を図っていく必要があると考えております。</p>	<p>p. 10</p>
23	<p>デジタル技術の活用について、学校現場や生徒だけに強制するのではなく、県教育委員会においても、教職員研修をオンラインで実施するなど、率先してデジタル技術を活用していただきたい。</p>	<p>県教育委員会が実施している各教職員研修は、対象者に対して必要な研修内容を精選して企画し、効果的な方法により実施しているところです。</p> <p>引き続き、各教職員の資質・能力の向上に資する研修を、デジタル技術を効果的に活用しながら実施することで、教職員の資質・能力の向上を図ってまいります。</p>	<p>p. 11</p>
24	<p>県内の特別支援学級は年々増加し、特別支援学校も分校化・新設が進められている中、インクルーシブな教育環境を整備する必要があるのではないか。</p>	<p>インクルーシブ教育の視点を踏まえた教育活動を充実させることについて、「<u>3 県立高等学校教育の在り方</u>」の「<u>目指す姿の実現に当たって留意すべき事項</u>」に追記します。</p>	<p>p. 12</p>
25	<p>特別支援学校では、音楽・美術などの教科について、当該教科を専門としていない教員が指導している状況があることから、各専門教科の教諭を配置していただきたい。</p>	<p>本計画や「広島県特別支援教育ビジョン」を踏まえつつ、高等学校における特別支援教育の充実に努めてまいります。</p>	<p>p. 12</p>
26	<p>真に「誰もが等しく」とするのであれば、朝鮮学校なども支援されるべきではないか。</p>	<p>本計画は、今後の県立高等学校の在り方について、基本的な考え方を示すものとしております。</p> <p>御意見を頂いたことについて、関係部署と連携を図ります。</p>	<p>p. 12</p>



番号	意見	県の考え方・対応方針	関連するページ
27	<p>就学支援金は、所得制限を設けることなく、全ての生徒を対象とするべきではないか。</p>	<p>高校生に対する就学支援金の所得制限を廃止し、支給対象者を拡大することについては、多額の財政負担を要すると見込まれることから、全国知事会や全国都道府県教育委員会連合会などと連携し、経済的支援の拡充について、国へ働きかけているところです。</p> <p>引き続き、高校生に対する経済的支援の拡充に向けて、国への働きかけなどに取り組んでまいります。</p>	p. 12
28	<p>「一人一人のニーズに応じて」や「個別最適な学び」と、「小規模校では切磋琢磨できず十分な教育効果を上げられない」という記載は矛盾している。小規模校のよさを認め、大切にしていけるような計画にするべきではないか。</p>	<p>いわゆる小規模校については、生徒一人一人に目が届きやすく、きめ細やかな指導が行いやすいなどのメリットがある一方で、在籍生徒や教員が少ないなど、学校生活の中で他の生徒の多様な考え方や価値観に触れる機会が十分でないことや、部活動や学校行事などにおいて十分な選択肢が持てず生徒の活動に制約が生じるなど、一定規模のメリットを生かした活力ある教育活動を展開することが難しい状況があります。</p> <p>県教育委員会では、高等学校教育の質的水準の維持・向上の観点から、生徒が授業等において一定の選択幅を持つことができることが望ましいと考えており、そのためには一定の学校の規模が必要であるとと考えております。</p>	p. 12 p. 20
29	<p>小規模校だからこそ、生徒たちは生き生きと活動することができ、教職員や生徒同士で関係を深めることを通して、人を思いやる力や自分で考える力、夢に挑戦する力等の「生きる力」を育むことができている。小規模校でも教育効果は十分に上っているのではないか。</p>		
30	<p>切磋琢磨する上で適切な規模の根拠が示されていない。切磋琢磨することは、一定の規模がなくても可能である。</p>		
31	<p>デジタル社会を担う人材を育成するためには、公費で各学校に高スペックのパソコンを整備する必要があるのではないか。</p>	<p>充実した教育活動を行い、十分な教育効果を上げるために、学校の施設・設備は重要な要素であると考えています。</p>	p. 12
32	<p>広島叡智学園中・高等学校は、社会のニーズに応じて作られた学校なのか疑問に思う。他県から入学した生徒を、広島県の税金で育てていることになっているが、公立高等学校の原則に立ち返る必要があるのではないか。</p>	<p>県教育委員会では、全ての児童生徒の資質・能力を育成する「学びの変革」を推進しているところであり、広島叡智学園中・高等学校は、これを先導する学校として整備したものです。</p> <p>当該校は、その成果を県内の国立や私立の学校も含めて還元することにより、県全体の教育水準の向上につなげる重要な役割を担っており、全県的な「学びの変革」を進めていく上で、必要不可欠な存在であると考えています。</p>	p. 13

番号	意見	県の考え方・対応方針	関連するページ
33	保護者負担で一人1台端末を購入させているが、一人1台端末の費用は県費で賄うべきではないか。	<p>生徒一人1台端末については、学校の授業だけでなく家庭での授業の振り返りや課題研究など、常時生徒が自由に占有するものであり、生徒が個人で使用する副教材などと同様に考えられることなどから、公費ではなく、保護者負担で整備することとしているところです。</p> <p>なお、BYODの観点から、高校入学前に個人で端末を所有している場合には、教育活動上の支障がない限り、その端末の持込みを認めるようにしております。</p>	p. 13
34	家庭では購入した端末の管理が難しく、動画等を視聴すること等により自宅学習が妨げられている。	<p>一人1台端末を効果的に活用することで、生徒の「主体的な学び」を促進させ、思考力・判断力・表現力等をよりよく育成することができると考えております。</p> <p>同端末の適切な使用に係る指導については、各学校においても行っているところですが、各家庭においても適切な使用を呼びかけていただくよう御協力をお願いいたします。</p>	p. 13
35	普通科では、必修科目以外の科目の単位数を柔軟に扱うことで教育課程に弾力性が生まれ、特色化が進むのではないか。	各高等学校における教育課程の編成に当たっては、生徒の特性、進路等に応じた適切な各教科・科目の履修ができるよう、多様な各教科・科目を設け、生徒が自由に選択履修することのできるよう配慮しているところです。	p. 13~14
36	STEAM教育等の文理融合的な学びは重要だが、総合的な探究の時間はそもそも教科横断的な学習活動であるし、国公立大学志望者は文理どちらの教科・科目もしっかりと学習していることから、教育課程に位置付けるものではないのではないか。	引き続き、総合的な探究の時間等を軸に教科等横断的な学びに取り組むなど、生徒が多様な分野の学びに接することができるようにしていくことを通して、各学校の魅力化に取り組んでまいります。	

番号	意見	県の考え方・対応方針	関連するページ
37	<p>学校のデジタル環境整備を進めていくためにも、情報に特化した学校や学科の新設を検討するべきではないか。</p>	<p>職業系専門学科について、地域のニーズ、生徒の興味・関心等を踏まえ、AI/IoT、5G等の技術革新の進展等に対応するために必要な実践力の育成を図ることができるよう、必要に応じて、学科改編を検討することとしています。</p> <p>また、普通系専門学科で設置を検討することとしている学科において、デジタル技術を活用して社会的課題を解決する力やその基盤となる理数分野の素養など身に付ける学びに重点的に取り組むことができるよう、「4 県立高等学校の課程・学科等の在り方」の記載内容を改訂します。</p>	p. 15～16
38	<p>吉田高等学校に設置した「探究科」の成果を、他の県立高等学校にも普及させるべきではないか。</p>	<p>吉田高等学校の「探究科」では、医療や介護、福祉、教育などの分野において、地域の発展に貢献することのできる人材を育成することを目的として、地域の医療や教育、福祉等の関係機関と連携したり、伝統芸能等の資源を活用したりしながら、あらゆる教育活動において「探究」を意識した活動に取り組んでいるところです。</p> <p>このような学びの成果を踏まえながら、引き続き、各県立高等学校の特色化・魅力化を推進してまいります。</p>	p. 16～17
39	<p>「フレキシブルな学びを提供する学校」について、小規模な定時制課程の良さを活かした学校にしていきたい。</p>	<p>定時制課程・通信制課程については、多様な背景を持つ生徒のニーズに応えることができるよう、全日制課程、定時制課程及び通信制課程の枠組みに捉われないフレキシブルな学びを提供する学校を新たに設置することを検討することとしています。</p> <p>当該校の規模、教育内容等については、定時制課程・通信制課程に在籍している生徒の状況等を踏まえ、今後検討してまいります。</p>	p. 17～18

番号	意見	県の考え方・対応方針	関連するページ
40	<p>定時制課程・通信制課程だけでなく、全ての学校において、生徒が「自分のペース」で学習を進め、進路希望を叶えることができるようにしていただきたい。</p>	<p>高等学校には、大学等への進学を希望する生徒、就職を希望する生徒、多様な学習スタイルや学び直しの機会を必要とする生徒など、様々な目的や学習ニーズを持つ生徒が在籍していると認識しています。</p> <p>県教育委員会では、生徒一人一人の学習進度や能力、関心等に応じて、多様な学びの選択肢を提供することで、生徒が基盤的な学力の習得を含め、主体的に学び続けることができるよう「個別最適な学び」を更に推進し、生徒が個性や特性に応じて、得意分野を更に伸ばし、自信や意欲を持って苦手なことや新しいことに挑戦できるようにしていきます。</p>	<p>p. 17～18 p. 10</p>

番号	意見	県の考え方・対応方針	関連するページ
41	<p>不登校児童生徒が増加している中、少人数で安心して学ぶことができる定時制課程は不可欠であることから、「フレキシブルな学びを提供する学校」の設置については慎重に検討するべきである。</p>	<p>定時制課程・通信制課程については、引き続き生徒の実態や学習ニーズに対応した教育活動を推進していく中で、生徒を自立した学習者として社会に送り出すために、生徒が人間関係を築きながら、自己の良さや可能性を認識し、多様な人々と協働する機会を、より一層充実させていく必要があると考えています。</p> <p>なお、定時制課程の統廃合については、生徒の高等学校教育を受ける機会の確保に配慮した上で、検討を行ってまいります。</p>	p. 17～18
42	<p>自宅から通える範囲に定時制課程がなくなることはないよう、定時制課程の統廃合については、慎重に検討するべきである。</p>		
43	<p>広島みらい創生高等学校が設置される際に統廃合された県立の定時制課程は、小規模であることを生かした生徒との人間関係の構築や粘り強い指導により、セーフティネットとしての機能を果たしていたが、「フレキシブルな学びを提供する学校」として大規模校になればそのような指導が困難になるのではないか。</p>		
44	<p>東部地区で小規模の定時制課程を統廃合して設置した芦品まなび学園高等学校は、教員一人が担当する生徒数が格段に増えるとともに、3部制ゆえに教職員同士の連携が難しくなり、学校総体として生徒支援機能が低下した。このことから、新たな「フレキシブルな学びを提供する学校」の設置は慎重に検討するべきである。</p>		

番号	意見	県の考え方・対応方針	関連するページ
45	<p>高等学校で学ぶことを希望する子供たちが、家庭の経済状況や遠距離通学等の状況により、学ぶことをあきらめてしまうことがないよう、県内全域にバランスよく高等学校を配置する必要があるのではないか。</p>	<p>教育の機会均等の観点から、全県的な視野に立ち、今後の中学校等卒業見込み者数の推移、公共交通機関の利便性などの地理的条件、県立高等学校の学校規模、私立、市立及び国立高等学校を含めた高等学校の設置状況等を踏まえ、地域のニーズや生徒・保護者の希望等に 대응することができる県立高等学校を適正に配置してまいります。</p> <p>なお、再編整備を行うことにより、高等学校への通学が困難となる地域が生じる場合には、寄宿舎の整備など、生徒の高等学校教育を受ける機会の確保に向けた検討を行います。</p>	<p>p. 20 p. 22</p>
46	<p>「公立高等学校」は、日本のどこにいても同じ内容の教育が受けられるようにすることが原則であり、生徒数の減少により募集停止になることは理解できない。</p>	<p>県立高等学校には、高等学校教育の普及及び機会均等の確保の観点から、私立、市立及び国立高等学校の配置状況を考慮しつつ、全県的な視野に立って教育を提供することが求められているものと認識しております。</p>	<p>p. 20</p>
47	<p>どの高等学校、どの課程においても、確かな学力を保証し、一人一人の個性を伸ばし、大学進学や就職などの進路希望が実現できる、豊かな教育を受けることができる教育環境を整備する必要があるのではないか。</p>	<p>今後、県内の児童生徒数が減少する中においても、地理的条件等にかかわらず、生徒が自らの能力・適性、興味・関心、進路希望等に応じた高等学校教育を受けることができる教育環境を整備してまいります。</p>	<p>p. 1 p. 7</p>
48	<p>生徒減少期にこそ、広島県独自の加配などにより、少人数学級の実現を目指すべきではないか。教育効果が高まるし、一定の学級数も維持できる。</p>	<p>本県の県立高等学校の学級編成については、国の法令に準拠しております。</p> <p>学級編成の改善については、全国都道府県教育長協会等を通じて、国に対して要望しているところです。</p>	<p>p. 20</p>
49	<p>中山間地域の少子・高齢化や過疎化に更に拍車がかかるため、学校の配置は現状維持がよい。</p>	<p>県立高等学校の配置については、高等学校に入学を希望する生徒が、自分の能力・適性、興味・関心、進路希望等に応じた、学校、課程、学科等を選択することができるよう、公立高等学校への入学状況を踏まえるとともに、公共交通機関の状況や生徒の通学時間等を勘案して検討することとしております。</p>	<p>p. 20</p>

番号	意見	県の考え方・対応方針	関連するページ
50	小規模校においても、個別最適な学びの視点で発達障害の生徒の進学・就職に強いといった特色づくりに取り組むことができるのではないかと。	いわゆる小規模校については、生徒一人一人に目が届きやすく、きめ細やかな指導が行いやすいなどのメリットがある一方で、在籍生徒や教員が少ない等のことから、学校生活の中で他の生徒などの多様な考え方や価値観に触れる機会が十分でないことや、部活動や学校行事などにおいて十分な選択肢が持てず生徒の活動に制約が生じるなど、一定規模のメリットを生かした活力ある教育活動を展開することが難しい状況があります。	p. 20
51	小規模校では、生徒数が少ないからこそ教職員の支援が行き届いており、生徒一人一人に「生きる力」を育むなど十分な教育効果が上がっている実態がある。小規模校では「活力ある教育活動を展開することが難しい」という考えを改めるべきではないかと。	県教育委員会では、高等学校教育の質的水準の維持・向上の観点から、生徒が授業等において一定の選択幅を持つことができることが望ましいと考えており、そのためには一定の学校の規模が必要であると考えています。【再掲】	
52	生徒数が減少するのは、過疎化や学校の指導力低下、地域住民の無関心が重なった結果である。予算面での学校側の裁量を大幅に増やすことで、立て直し方法の幅も広がるのではないかと。	各学校の魅力化に係る取組が効果的に進められるよう、地元自治体とも連携しながら必要な支援を行ってまいります。	p. 21
53	地元の地域や生徒のためにも、1学年1学級規模校を無くさないでほしい。	各学校において、活力ある教育活動を展開するためには、学校の規模について、一定の下限を設定する必要があると考えています。 そのため、本計画では、1学年1学級規模の全日制高等学校について、2年連続して「新入学生徒数が入学定員の2分の1未満又は全校生徒数が収容定員の2分の1未満」となった場合には、①近隣の県立高等学校のキャンパス校、②中学園構想への移行、③統廃合（市町立学校としての存続を含む）のいずれかとする事としてしています。 なお、地域に他の高等学校がなく、他地域への通学が極端に困難な学校が対象となった場合は、別途検討することとしています。	p. 21～22

番号	意見	県の考え方・対応方針	関連するページ
54	再編整備に係る基準が緩和されたことは喜ばしいが、学校は持続可能な地域社会を創る上で大きな意味を持つことから、基準の運用についても慎重であってほしい。	各学校において、活力ある教育活動を展開するためには、学校の規模について、一定の下限を設定する必要があると考えています。	
55	新たな再編整備の基準は、今後ますます人口減少が予想される過疎地域においてはハードルが高すぎるため、撤回してほしい。また、過疎地域の生徒が、将来の夢や希望を持って学べる特色ある学校づくりのために、県教育委員会が最大限支援することを記載してほしい。	なお、県立高等学校の再編整備を検討する際には、児童生徒数の推移のみならず、地理的条件など、学校が所在する各地域の実状に配慮するとともに、県立高等学校が地域の高等学校教育を受ける機会の確保や地域の活性化に重要な役割を担っていることを踏まえ、自治体内から県立高等学校が無くなることのないよう留意してまいります。	
56	過疎地域の生徒の高等学校教育を受ける機会が損なわれることのないよう、地域に学校を残すことを計画に記載してもらいたい。		p. 21～22
57	過疎地域で生活する上で、高等学校は地域に無くてはならないものであることから、計画から再編整備基準を削除してほしい。		
58	生徒数の減少は将来的に避けられないが、生徒数だけで学校の存廃を決定するのではなく、地域や同窓会の意見、中学生の状況、学校の取組の状況等を踏まえて慎重に検討するようにしていただきたい。		
59	小規模校でも学校運営に一定の経費が生じている状況や、教員不足が課題となっている状況を踏まえれば、基準どおり県立高等学校の統廃合を進めるべきではないか。	本計画の着実な実施に向けて取組を進めてまいります。	
60	現行計画における再編整備基準が、各方面からの反対によってないがしろにされている。入学者数が20人を下回るようでは、地元からの支持があるとは言えないのではないか。		p. 21～22
61	計画策定に係る議論の中で、中学生以下の児童生徒やその保護者の意見が見られない。高等学校が無くなると地域が衰退すると言うが、卒業後に何人程度の生徒が地元に残るのか。他県に後れを取らないよう、県立高等学校の再編を進めていただきたい。		



番号	意見	県の考え方・対応方針	関連するページ
62	<p>中山間地域以外の地域に所在する県立高等学校の募集停止については、唐突に決定するのではなく、学校関係者、地域住民との合意形成を図る必要がある。また、1学年1学級規模校のような具体的な「取組の方向性」を記載すべきである。</p>	<p>中山間地域以外の地域に所在する県立高等学校については、生徒数の減少が進む中においても学校数がほとんど変わっていない状況であることから、本計画においても引き続き、今後の生徒数の減少に対して、学校規模に関わらず統廃合を検討することとしております。</p> <p>今後、各地域における県立高等学校の在り方について、地元自治体をはじめ、関係機関とも連携を図りながら検討を行ってまいります。</p>	p. 22
63	<p>中山間地域以外の地域において統廃合を検討する際には、「地元率」などの一面的なデータだけにらず、多面的・多角的に学校の状況を考察していく必要があるのではないかと。</p>	<p>中山間地域以外の地域における再編整備を検討する際には、近年の新入学生徒数や全校生徒数の状況、近隣の高等学校の配置状況及び生徒急増期における高等学校の設置状況などを踏まえつつ、地元自治体など関係者の意見を丁寧に向いながら、それぞれの地域にとってより望ましい高等学校教育の在り方について検討してまいります。</p> <p>その際、同じ中山間地域以外の地域に分類される場合でも、自治体の人口規模など状況が異なることに配慮してまいります。</p>	p. 22 p. 20
64	<p>単に小規模校の統廃合を進めるのではなく、「個別最適な学び」のモデルとなる取組を充実させることについて検討されたい。このことにより、5ページに課題として示されている事項の改善にもつながるのではないかと。</p>	<p>計画に基づく施策の実施段階において、御意見も踏まえて取組を進めます。</p>	p. 22
65	<p>一部の学校に入学希望者が偏らないよう、一人でも多くの地元中学生が進学したくなるような魅力ある高等学校づくりに努めていただきたい。</p>	<p>「広島で学んで良かったと思える 広島で学んでみたいと思われる 日本一の教育県の実現」に向けて、生徒が未来に夢や希望を持ち、自らの人生や新しい社会を切り拓く力を身に付けることができる、魅力ある県立高等学校づくりを進めてまいります。</p>	p. 22 p. 1
66	<p>24ページ以降、参考資料として様々なデータが掲載されているが、数字だけではなく、学校現場の声を聞きながら対応を検討していただきたい。また、「グローバル」や「デジタル」といったキーワードを多く用いているが、現場はついていけないように思う。</p>	<p>計画に基づく施策の実施段階において、御意見も踏まえて取組を進めます。</p>	p. 24～34

番号	意見	県の考え方・対応方針	関連するページ
67	<p>入試制度の改革により、中学校の教員は自己表現の指導で忙しくなり、生徒も1日で5教科の定期考査を受けさせられるなど苦痛を感じ、成績を落としている。また、中学3年生になって頑張ればよいと考える生徒も現れている。このような状況を知っていただきたい。</p>	<p>自己表現の実施、一次選抜第1日の時程及び調査書の在り方については、令和5年8月に公表した「新しい広島県公立高等学校入学者選抜制度に係る成果と課題について」において整理し、お示したところです。</p> <p>引き続き、学校、保護者等に対する新制度の丁寧な周知、関係機関等との連携を図ることで、よりよい公立高等学校入学者選抜の実施に努めてまいります。</p>	—
68	<p>公立高等学校入学者選抜の可否判定に欠席日数が考慮されなくなったことや、自己表現の評価が面接教員の気分次第となっているのは理不尽ではないか。</p>		
69	<p>教職員の長時間勤務の解消や業務改善等は喫緊の課題であり、全ての教職員が力を最大限に発揮できるよう、「働き方改革」推進に向けた実効性のある具体策を講じるべきである。</p>	<p>令和5年3月に改定した「学校における働き方改革取組方針」では、子供と向き合う時間の確保と超過勤務の縮減を目標に掲げているところです。</p> <p>この取組方針に基づき、「学校・教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備」、「部活動指導に係る教員の負担軽減」、「学校における組織マネジメントの確立」、「教職員の働き方改革に対する意識の醸成」の四つの視点を柱として、実効性のある取組を進めてまいります。</p>	—
70	<p>「働き方改革」の推進について明記し、全ての教職員一人一人が、持っている力を最大限発揮できるよう取組を推進する必要がある。また、デジタル技術を活用した授業スキルの向上のために、丁寧な研修等の手厚いケアや、専門的な人材の配置等が必須である。</p>	<p>教育のデジタル化の推進に当たって、各学校の推進担当教員を対象とした研修や、指導主事の学校訪問による指導・助言を実施するとともに、デジタル活用支援のためのヘルプデスクを設置しているところです。</p> <p>今後も、各学校が求める必要な支援を講じてまいります。</p>	—

※ 提出のあった意見を、一部要約又は分割して記載している。  
 なお、具体的に内容を判断できなかったものについては、掲載していない。

### 3 有識者からの主な意見及び対応

番号	意見	県の考え方・対応方針	関連するページ
1	「県立高等学校教育の目指す姿」の中に「よりよい社会と幸福な人生を切り拓き」とあるが、個人の問題と社会の問題を一体的にまとめない方が良いのではないか。	誰一人取り残さず、全ての生徒の可能性を引き出す教育活動の充実を図ること等について、「 <u>3 県立高等学校教育の在り方</u> 」の「 <u>県立高等学校教育の目指す姿</u> 」に記載します。	p. 8
2	「県立高等学校教育の目指す姿」については、広島県で取り組んでいる「スクールS」等の取組を踏まえたものとした方が良いのではないか。		
3	広島県では、これまでも「アドバンスドプレイスメント（先取り履修）」に取り組んでおり、強みの一つであると考えている。 こうした取組についても、計画に記載した方が良いのではないか。	「個別最適な学び」の推進に向けて、大学等と連携した高度な学びの機会を提供していくことについて、「 <u>3 県立高等学校教育の在り方</u> 」に記載します。	p. 10
4	「総合的な探究の時間」の指導等においては、アカデミックな研究能力、地域コーディネート力、学校内のマネジメント力が総合的に求められることから、こうした資質・能力の向上について、計画に記載した方が良いのではないか。	教員が、地域の人的・物的資源を活用しながら教育活動全体を計画・実施・評価・改善する力を身に付けられるようにしていくことや、大学や研究機関等とも連携しながら教員の資質・能力等の向上に向けた取組を進めていくことについて、「 <u>3 県立高等学校教育の在り方</u> 」に記載します。	p. 11
5	教職員研修については、外部機関とも連携しながら、研修の高度化・多様化を図っていくべきではないか。		
6	「学際領域に関する学科」及び「地域社会に関する学科」については、普通科改革の一つの例として、国が示しているものである。 普通教育を主とする学科について、今後、どのような学びを行う学科を設置するのかについては、広島県の状況や生徒の意見等も踏まえながら検討していただきたい。	「学際領域に関する学科」や「地域社会に関する学科」をはじめ、特色・魅力ある学びに取り組む学科の設置を検討することについて、「 <u>4 県立高等学校の課程・学科等の在り方</u> 」に記載します。	p. 14
7	「理数に関する学科」の設置を検討することとされているが、今後は、理数分野だけでなく、情報に関する分野を重点的に学ぶ学科も必要なのではないか。	デジタル等成長分野で活躍できる人材を育成するために、デジタル技術の活用や理数分野等の学びに重点的に取り組む学科の設置を検討することについて、「 <u>4 県立高等学校の課程・学科等の在り方</u> 」に記載します。	p. 16